

病院・診療所向け

オンライン資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和5年4月18日 2.30版

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

公益社団法人 国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和2年7月31日	β版	-
令和2年11月30日	初版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象者別（病院・診療所、薬局）に「運用マニュアル」を作成
令和3年1月21日	1.01版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章に「本書の改訂について」を追加 ・マイナンバーカードでの本人確認手順の記載において、「暗証番号」の用語定義内容を変更 ・関連文書の名称変更に伴い、本文中の当該文書名を変更 ・関連文書の新規追加に伴い、本書の位置付け全般を更新 ・第6章④「電話」にお問い合わせ先電話番号を追加し、営業時間を更新
令和3年3月4日	1.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・第2章A(7)「患者情報の取り込み」に「レセプトコンピュータ用端末の操作」をコラムとして追加
令和3年7月2日	1.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章に「資格確認結果の取扱い・留意事項」を追加 ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和3年8月25日	1.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認端末で医療情報を閲覧できる仕組みの実現に伴う修正 ・第2章「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」に留意事項を追加 ・第2章「病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容」に記載の注釈の軽微な修正
令和3年10月27日	1.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章④厚生労働省 HP に保険者別の特定健診情報・後期高齢者健診情報のデータ登録状況が掲載されたことに伴う内容の修正 ・第3章(2) 同上
令和3年12月20日	1.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章(2)②照合番号(B)がロックされた際の対応について、内容を追記 ・第5章の質問と回答について、内容を追記
令和4年3月31日	1.60版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章「概要」文中のマニュアル名称を修正
令和4年6月30日	1.70版	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報を閲覧する機能の追加に伴う内容の更新
令和4年8月31日	1.80版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋管理サービスの運用を追記（電子処方箋管理サービス運用マニュアルβ版）
令和4年11月25日	1.90版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和4年12月22日	2.00版	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章に「重複投薬等チェックの結果の主な表示項目」を追加 ・第3章に「注意事項 処方箋情報登録時の枝番の取扱いについて」を追加 ・第5章の質問と回答について、内容を追記・修正
令和5年1月25日	2.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章に「その他 よくある質問」を追加し、セキュリティインシデントの発生が疑われる場合の対応等について追記。
令和5年3月8日	2.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔認証付きカードリーダーの画面追加（手術情報）に伴う内容の追記
令和5年4月18日	2.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正

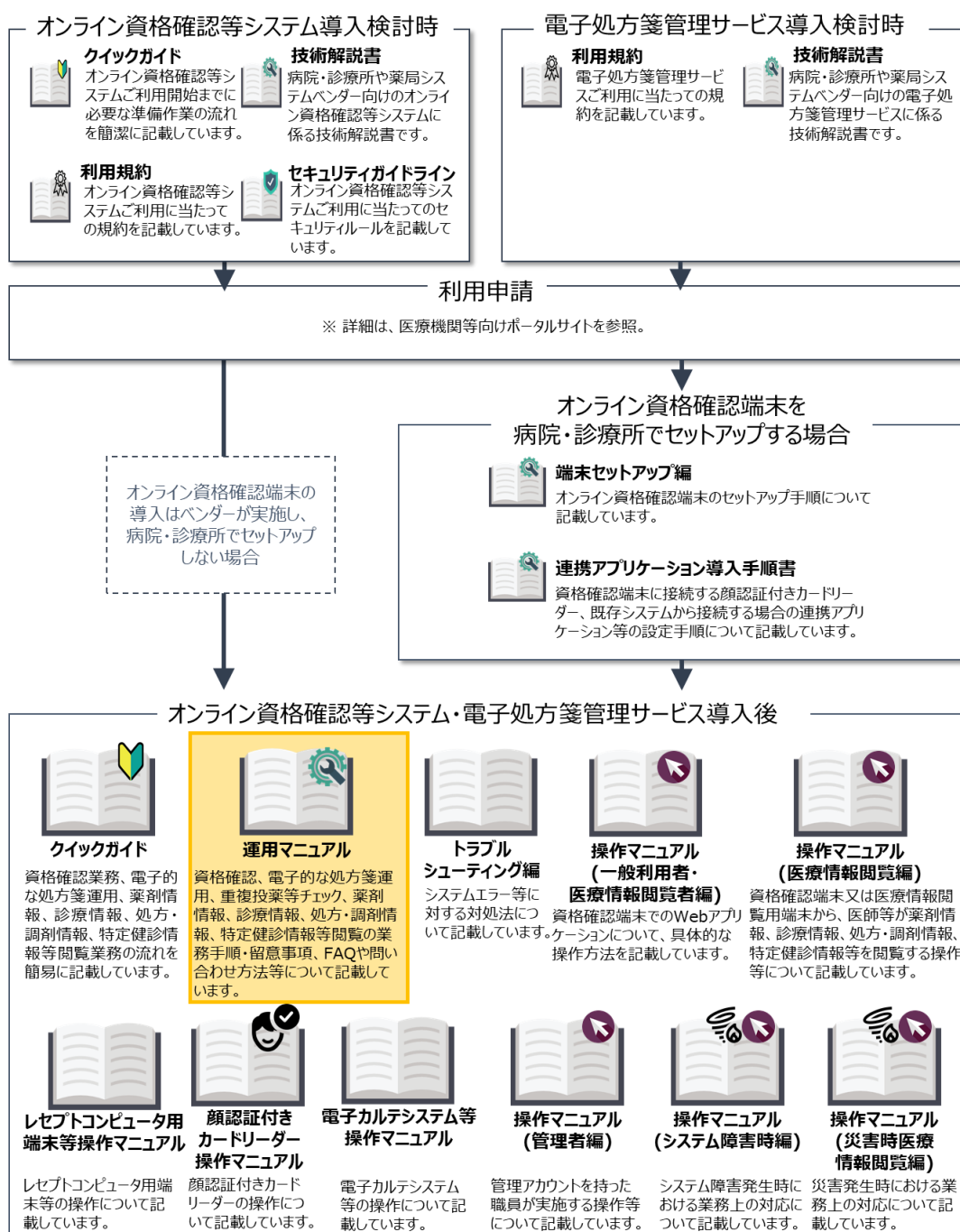
目次

本書の位置付け	4
第1章 はじめに	5
第2章 オンライン資格確認	10
第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得 (電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け)	37
第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧	45
第5章 困った時には	49
第6章 お問い合わせ	69
参考資料	71

本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入した病院・診療所の受付担当者や医師・歯科医師（以下「医師等」という。）向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」、「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」や「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご確認いただくなど、必要に応じて各ドキュメントをご参照ください。

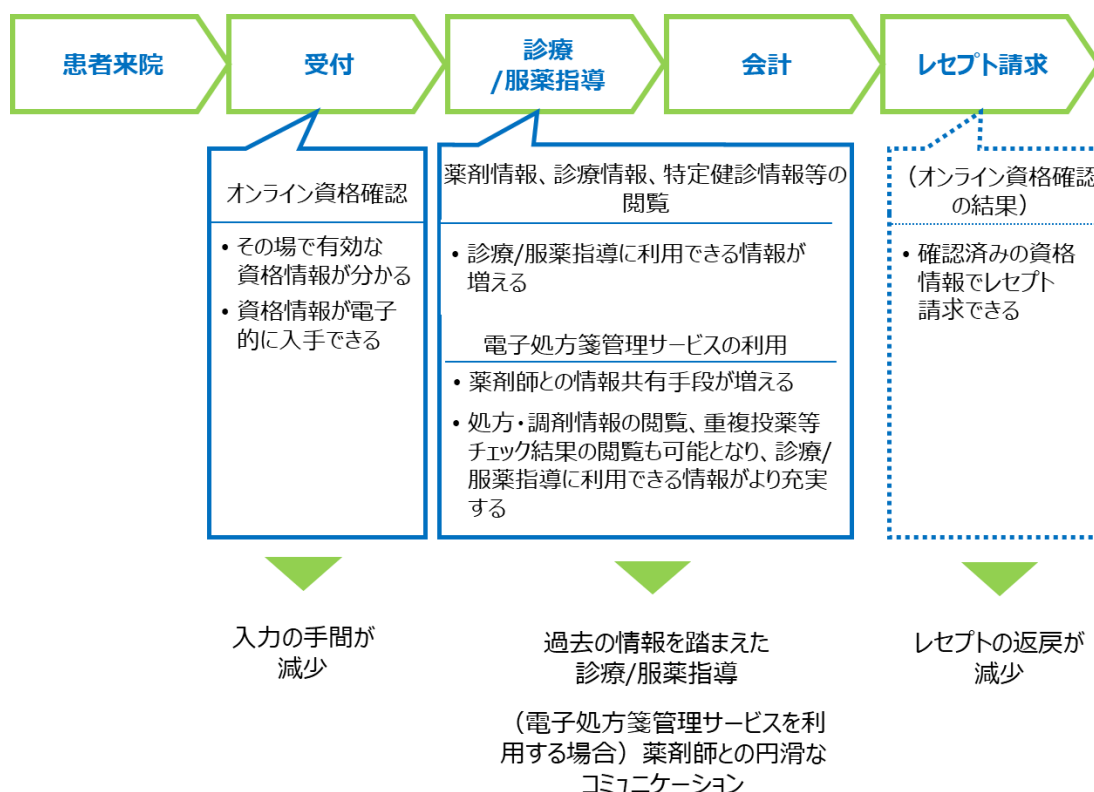


第1章 はじめに

オンライン資格確認・電子処方箋導入のメリット

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入することで、主に以下のとおり業務が変わります。

なお、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスは 24 時間 365 日いつでも利用可能です。



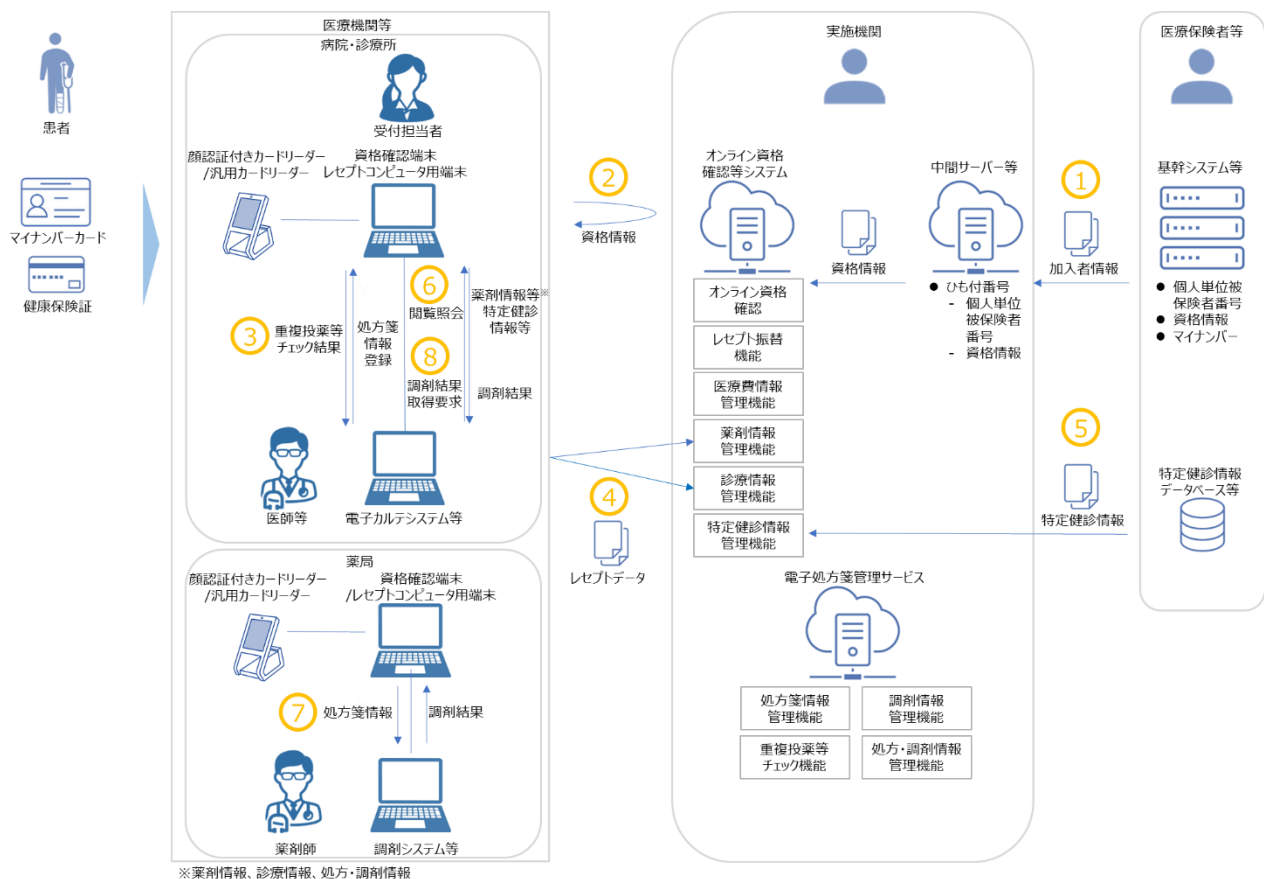
受付においては、受付担当者がオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、患者の有効な公的医療保険の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます（レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です。）。

診療/服薬指導においては、診察室等で薬剤情報、手術情報を含む診療情報（以下、「診療情報」という。）、特定健診情報等を閲覧できるようになるため、過去のこれらの情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。

さらに、電子処方箋管理サービスを導入することで、重複投薬・併用禁忌のチェック（以下、当機能を「重複投薬等チェック」という。）を行うことができ、重複投薬・併用禁忌の薬剤の処方の防

止が可能となります。診療/服薬指導時には、処方・調剤情報を閲覧することができるようになるため、処方・調剤情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。処方・調剤情報は、レセプト由来の薬剤情報と異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに登録した処方情報、調剤した薬剤の情報を基にしており、登録の都度データとして反映されるため、より最新の情報に基づいた診療/服薬指導が可能です。また、電子的な処方箋の運用により、薬剤師との情報共有が効果的に行えます。

オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービスの全体像



① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

② 資格情報の照会

病院・診療所は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカードによる資格確認の際には、カードのICチップに格納された利用者証明用電子証明書^{※1}を利用します。

※1 マイナンバーカードのICチップに格納された、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。

③重複投薬等チェック結果の確認・処方箋情報の登録

医師等は、処方箋の登録前に重複投薬等チェック結果を確認します。患者が受付時に同意した場合は、関連する過去の処方・調剤情報も閲覧できます。チェック結果を確認の上、電子処方箋管理サービスに患者の処方箋情報を登録します。

④薬剤情報・診療情報の抽出

オンライン資格確認等システムでは、毎月 5～10 日までに受け付けたレセプトから薬剤情報・診療情報が一括して 11 日の朝までに抽出されます。11～12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

⑤特定健診情報等の登録

医療保険者等は、個人単位被保険者番号^{※2}を含む特定健診情報等を登録します。健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報等がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに特定健診情報等の表示時期が異なる場合もあります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

※2 被保険者証記号・番号（世帯単位）に 2 桁の被保険者証枝番がついた番号です。

⑥薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧

患者が受付時に同意した場合、診察室等の電子カルテシステム等の端末やセキュリティ基準を満たした閲覧用端末及び資格確認端末から薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等を閲覧できます^{※3}。

※3 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「オンライン資格確認等システム利用規約」第 25 条、第 26 条、「電子処方箋管理サービス利用規約」第 24 条、第 25 条を参照してください。

⑦処方箋の取得・調剤結果の登録

薬剤師は、電子処方箋管理サービスから患者の処方箋情報を取得し、調剤を行い、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。

⑧調剤結果の取得

医師等は、電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の調剤結果を取得し、調剤結果及び薬剤師からの伝達事項を確認します。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスの運営に関わるお知らせは医療機関等向けポータルサイト^{※1}に掲載されます。資格確認端末を使用している場合、オンライン資格確認等システムのログイン時にお知らせがポップアップにて表示されます^{※2}。日々お知らせをご確認ください。災害時や緊急時のお知らせは、医療機関等向けポータルサイトのほか、メールにてお知らせいたしますので併せてご確認ください。

※1 医療機関等向けポータルサイト

URL: <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

二次元コード



※2 各病院・診療所個別のお知らせは資格確認端末にて通知します。

本書の改訂について

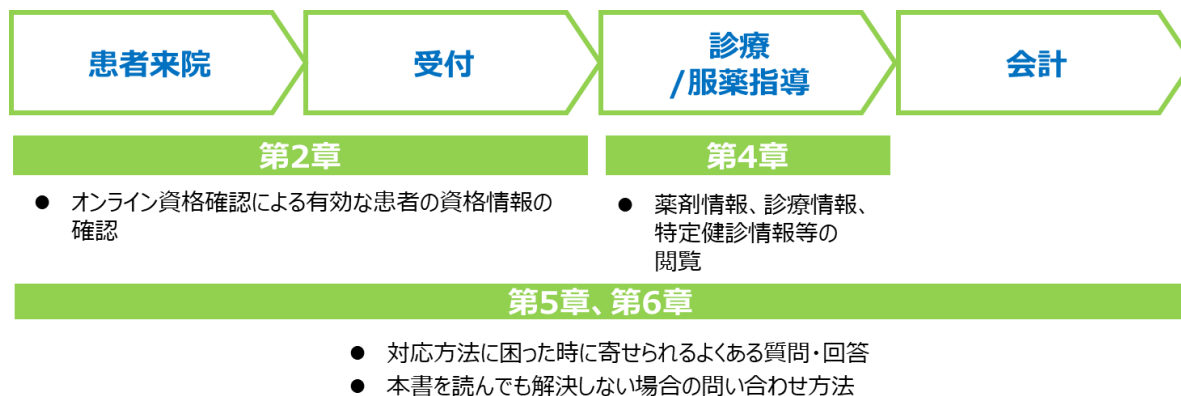
本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入した病院・診療所において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です。

本書の閲覧対象箇所について

オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所、オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所では、本書の閲覧対象箇所が異なります。

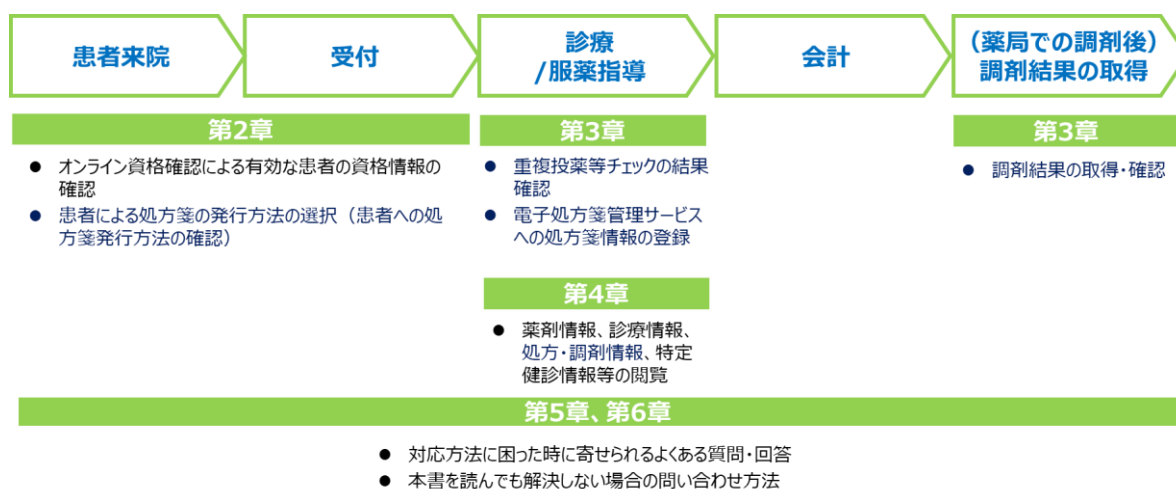
- オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所

閲覧対象：第1章、第2章、第4章、第5章、第6章、参考資料



- オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所

閲覧対象：本書全て



第2章 オンライン資格確認

概要

オンライン資格確認等システムでの資格確認には、「患者が来院した際に実施する資格確認（マイナンバーカード、又は健康保険証）」と「患者が来院する前に実施する個人単位被保険者番号による資格確認（一括照会）」があります。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第5章 困った時には」をご確認ください。

患者が来院した際の資格確認

従来の資格証類（高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証）を提示された場合でもマイナンバーカード又は健康保険証の提示を求め、オンライン資格確認を実施してください。患者が来院時に持参する物によって、対応手順が異なります。

A マイナンバーカード

B 健康保険証



A 患者がマイナンバーカードを持参した場合



※ 電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ

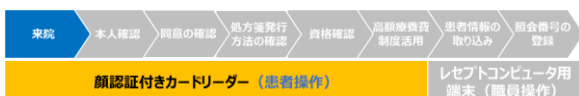
B 患者が健康保険証を持参した場合



※ 電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ

A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

(1) 来院



患者が来院し、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。



ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーに置くようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

(2) 本人確認



顔認証付きカードリーダーによる無人運転モードでの顔認証、暗証番号認証によって、マイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します※。

- ※ 資格確認端末から設定することで、モードを固定することも可能です。
- ※ 顔認証、暗証番号認証ができない場合、職員在席時のみ目視確認も可能です。



顔認証の手順

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

顔を枠内に入れてください。



【照合番号 (B) 該当箇所】
照合番号 (B) とは、券面の生年月日、有効期限、セキュリティコードを組み合わせた文字列です。

① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択します。

② 患者は自身の顔を顔認証付きカードリーダー画面の枠内に映し、顔認証を実施します[※]。

※ 顔認証では券面の照合番号 (B) を活用します。券面がかすれているなどの理由で照合番号 (B) の読み取りに失敗することがあります。照合番号 (B) の読み取りに連続で失敗すると、照合番号 (B) がロックされます。ロックされた場合は暗証番号認証又は目視確認に移行してください。

なお、ロックを解除するには住民票がある市区町村の窓口での券面事項確認アプリケーションの解除手续等が必要となります。

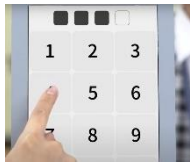
下記資料を印刷し、市区町村窓口で印刷物を提示することで解除手续等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。

「医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったマイナンバーカードに対するご対応について」

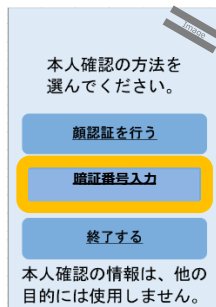
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/docs/MCtaiou2.pdf>

ポイント 顔認証に失敗するケース

顔認証ではマイナンバーカードの IC チップに格納された顔写真と撮影した顔写真を照合するため、患者が子ども等で顔に変化がある場合や、マスクをしている場合には顔認証に失敗することがあります。顔認証に失敗した場合は、暗証番号認証又は目視確認に移行してください。なお、顔写真の照合が不一致であっても 4 桁の暗証番号がロックとなることはありません。



暗証番号認証の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択します。



- ② 患者は暗証番号を入力します。

暗証番号とは

マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。



ポイント 代理人が窓口に来たら／暗証番号がロックされたら

患者が窓口などに来られない場合、家族等が本人に代わりマイナンバーカードを持参し暗証番号認証を行うことがあります。

暗証番号の入力を連続で 3 回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。



目視確認の手順

※ 顔認証・暗証番号認証ができない場合



① 患者を資格確認端末がある窓口へ案内します。



② 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下します。



③ 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えます。



④ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います※。

患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れます。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

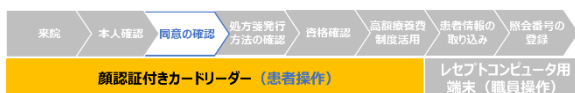


- ⑤ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

ポイント 目視確認の留意事項

目視確認は、本人確認作業を病院・診療所職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお願いします。

(3) 同意の確認



手術情報を閲覧する 病院・診療所の場合

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

薬剤情報、診療情報を閲覧する 病院・診療所の場合

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

薬剤情報を閲覧する 病院・診療所の場合

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

特定健診情報等を閲覧する 病院・診療所の場合

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

医師等が患者の薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等を閲覧することについて、患者から同意を取得します[※]。

- ※ 診療情報と薬剤情報は、「診療・お薬情報」として一括して同意を取得します。
- ※ 診療情報の閲覧に対応していない病院・診療所の場合は、「お薬情報」として薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※ 処方・調剤情報の閲覧同意は、「お薬情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

ポイント 手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等の書面を用いた同意取得／閲覧可能時間

顔認証付きカードリーダーを用いずに同意を取得したい場合は、医療機関等向けポータルサイトに掲げている例を参考に書面等を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。

同意情報登録後の24時間に限り、オンライン資格確認等システムにて薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧が可能です。

(4) 処方箋発行方法の確認

(電子処方箋管理サービス対応の場合)

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します※。

- ※ 顔認証付きカードリーダーで処方箋の発行方法を選択せず、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行方法を登録しても問題ありません。その場合、顔認証付きカードリーダーに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル（管理者編）を確認してください。



ポイント 処方箋の発行方法の変更

患者が医師等とコミュニケーション等の中で、発行方法の変更を希望した場合は、医師等が電子カルテ上で発行方法を変更できます。

(5) 資格確認

オンライン資格確認で最新の資格情報を確認します※。

- ※ 交付年月日が同一の資格が複数存在する場合は、
 - ・有効開始日が直近のもの
 - ・保険制度の市町村国保以外のもの
 - ・有効終了日が遠いもの
 を条件に資格を自動的に特定します。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例※

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号・枝番
- 被保険者証有効開始年月日
- 被保険者証有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。

ポイント 電子証明書の有効期限切れ／有効な資格が存在しないケース

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は、健康保険証に記載された被保険者番号でオンライン資格確認を実施します。

中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されていない場合は、患者の所有する最新の健康保険証に記載された資格情報を確認してください。最新の健康保険証を現物確認できた場合は、健康保険証に記載された資格の負担割合に応じて会計してください。

マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース

資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	健康保険被保険者証/共済組合組合員証/私立学校教職員共済加入者証/船員保険被保険者証/共済組合船員組合員証	○
2	国民健康保険被保険者証	○
3	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証/高齢受給者証	○
4	後期高齢者医療被保険者証	○
5	退職被保険者証	○
6	短期被保険者証	○
7	子ども短期被保険者証	○
8	修学中の被保険者の特例による被保険証（マル学保険証）	○
9	住所地特例制度による被保険者証	○
10	被保険者資格証明書	○
11	限度額適用認定証	○
12	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
13	特定疾病療養受療証	○
14	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	×
15	被保険者受給資格者票	×
16	特別療養費受給票	×
17	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
18	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
19	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
20	公費負担・地域単独事業の受給証	×
21	生活保護受給者に交付される医療券等	×

※ 令和3年3月時点における対象であり、順次対象範囲を拡大していく予定です。

電子処方箋の対象医療保険者

No.	対象となる医療保険者等
1	全国健康保険協会
2	健康保険組合
3	国民健康保険組合
4	後期高齢者医療広域連合
5	国家公務員共済組合
6	地方公務員共済組合
7	日本私立学校振興・共済事業団
8	市町村国民健康保険

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。継続しますか。（少しお時間いただきます。）

継続する

終了する

① 「継続する」を選択します。

マイナポータルシステムを利用して、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みをします。

利用規約・・・

同意して次に進む

終了する

② マイナポータルシステムを利用した、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

健康保険証利用の申込み（初回登録）に成功した場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しました。

資格情報を取得する

システム処理に25秒以上掛かった場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を受け付けました。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

③ マイナンバーカードの健康保険証利用を登録します※。

※ 健康保険証利用の申込み（初回登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置き、利用できるかご確認ください。

※ ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（初回登録）をご利用いただけないため、健康保険証を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向けポータルサイト等をご確認ください。


ポイント 健康保険証利用の申込み（初回登録）の留意事項

「顔認証」「暗証番号認証」で本人確認を行った場合のみ健康保険証利用の申込み（初回登録）ができます。「目視確認」では実施できません。

(6) 高額療養費制度活用



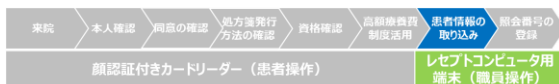
患者が高額療養費制度の活用を希望する場合、以下の情報をオンラインで取得できます※。

- ※ 特定疾病療養受療証情報が患者にあり、特定疾病療養受療証情報を使用する病院・診療所の場合のみ、特定疾病療養受療証の情報を提供します。
- ※ 70歳未満で適用区分が(ウ)又は(エ)、70歳以上75歳未満で一般所得者(現役並み所得者は除く)のいずれかに該当する患者の場合、入院/手術が決まった時に保険者へ非課税申告することで患者の費用負担が軽くなる場合があります。

オンライン取得可能な高額療養費制度情報 (マイナンバーカードの場合)

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	認定疾病名 (自己負担限度額)

(7) 患者情報の取り込み



自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します。

- ※ レセプトコンピュータ用端末への資格情報の取り込み方法はレセプトコンピュータ用端末の仕様により異なる可能性があります。

コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作

患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順を示します。なお、レセプトコンピュータ用端末によって手順や画面に差異がある場合があります。詳細な操作手順は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照してください。

資格確認結果一覧						
資格確認日	2021/02/01					
当座種別	照会区分	資格有効性	資格有効理由	患者ID	カナ氏名	漢字氏名
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000001	シカク イロウ	西橋 一郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000002	シカク シロウ	西橋 二郎
2021/02/01	被保険者証	有効		00000003	シカク サカウ	西橋 三郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000004	シカク タロウ	西橋 太郎
2021/02/01	被保険者証	有効	死亡	00000005	シカク サユウ	西橋 四郎
2021/02/01	被保険者証	有効		00000006	シカク ジュウ	西橋 五郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000007	シカク ハナコ	西橋 花子

① 資格確認済みの患者のリストから、レセプトコンピュータ用端末に資格情報を取り込む患者を選択します。

資格情報	
項目	取り込み内容
<input checked="" type="checkbox"/>	カナ氏名 シカク シロウ
<input checked="" type="checkbox"/>	漢字氏名 西橋 二郎
<input checked="" type="checkbox"/>	性別 男
<input checked="" type="checkbox"/>	生年月日 平成元年1月1日
<input checked="" type="checkbox"/>	郵便番号 243-0007
<input checked="" type="checkbox"/>	住所 神奈川県厚木市厚木Xxx
<input checked="" type="checkbox"/>	保険者番号 06012345
<input checked="" type="checkbox"/>	被保険者記号 01
<input checked="" type="checkbox"/>	被保険者番号 001
<input checked="" type="checkbox"/>	被保険者枝番 01
<input checked="" type="checkbox"/>	有効開始年月日 2021/01/01
<input checked="" type="checkbox"/>	資格取得日 2021/01/01

限度額情報		
区分	開始日	終了日

② 初回の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報が表示されます。

資格情報		
項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	カナ氏名 シカク シロウ	
<input type="checkbox"/>	漢字氏名 西橋 二郎	
<input type="checkbox"/>	性別 男	
<input type="checkbox"/>	生年月日 平成元年1月1日	
<input checked="" type="checkbox"/>	郵便番号 243-0007	146-0082
<input checked="" type="checkbox"/>	住所 神奈川県厚木市厚木Xxx	東京都大田区池上Xxx
<input type="checkbox"/>	保険者番号 06012345	
<input type="checkbox"/>	被保険者記号 01	
<input type="checkbox"/>	被保険者番号 001	
<input type="checkbox"/>	被保険者枝番 01	
<input type="checkbox"/>	有効開始年月日 2021/01/01	
<input type="checkbox"/>	資格取得日 2021/01/01	

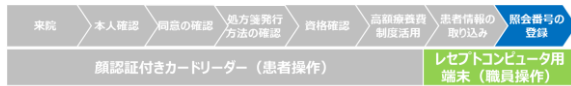
③ 2回目以降の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報と、レセプトコンピュータ用端末に登録済みの資格情報が表示されます。情報に差異がある項目がハイライトされます。

患者ID	00000002	性別	男
カナ氏名	シカク シロウ	生年月日	平成元年1月1日
漢字氏名	西橋 二郎		

保険・公費		管理情報		補足情報		新規公費	
組合		保険者番号	06012345	負担者番号		公費区分	
		被保険者記号	01	受給者番号		識別区分	
		被保険者番号	001	有効期間			
		保険者名	Xxx健康保険組合	助成金No.			
		有効期間	2021/01/01 ~	市町村No			
		資格	2021/01/01 ~				
		確認日	2021/02/01				

④ オンライン資格確認により取得した資格情報をレセプトコンピュータ用端末に登録します。*

* 各項目のイレギュラーケースにおいては、31ページの「資格確認結果の取扱い・留意事項」に記載の所定の手順で業務を行ってください。

(8) 照会番号の登録


病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

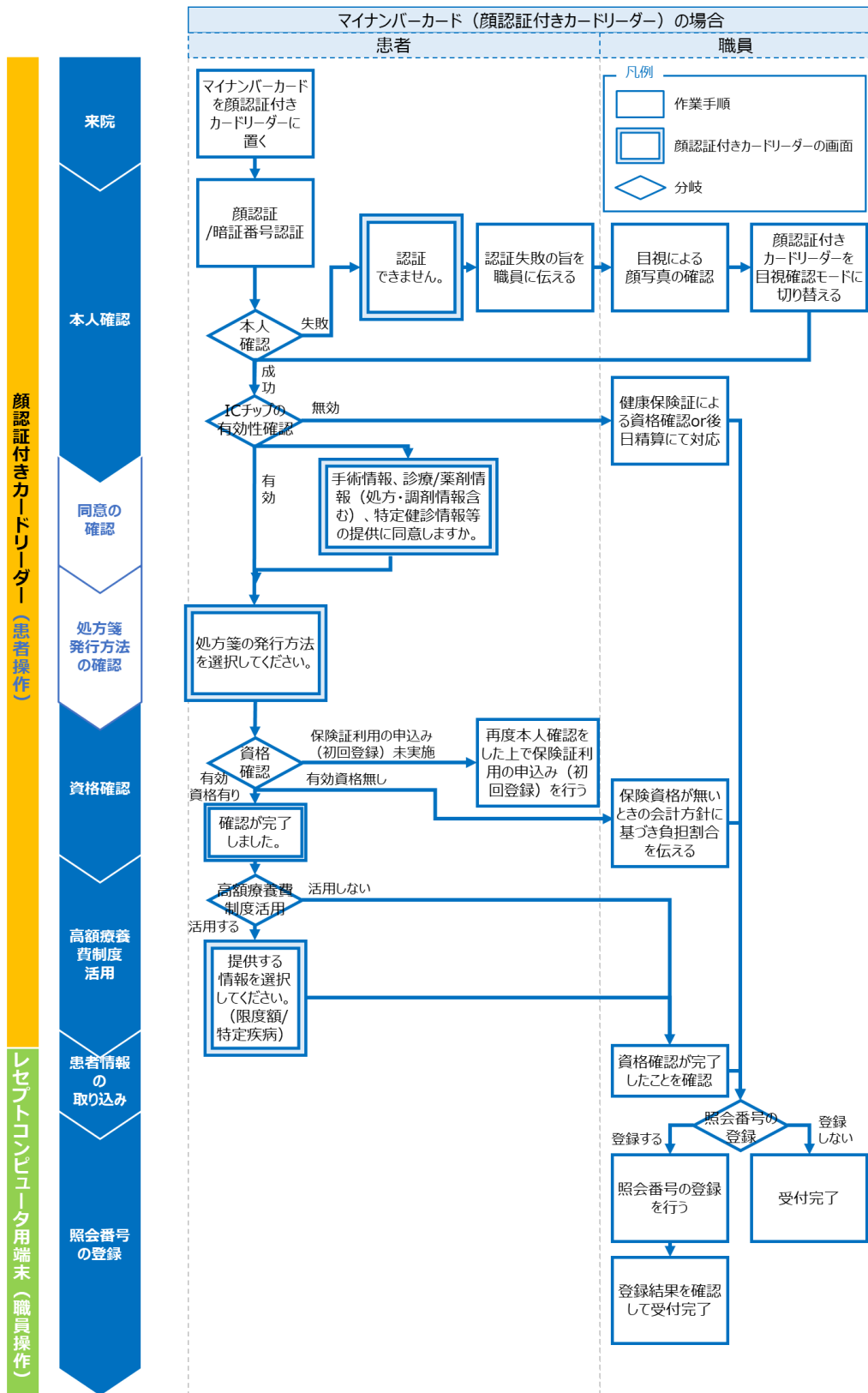
 **照会番号とは**


電子カルテシステムやレセプトコンピュータ用端末等と連携される、患者を特定する番号です。

 **ポイント 照会番号の登録のメリット**

照会番号の登録は任意ですが、登録しておくことで前回の来院時点から保険者異動した患者が再度来院した場合でも、スムーズに患者を特定できます。

A  患者がマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー



 補足 顔認証機能を伴わない汎用カードリーダー（公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダー）を設置している場合は、暗証番号認証又は目視確認にて本人確認を実施してください。

B



患者が健康保険証を持参した場合

(1) 来院



患者が来院し、健康保険証を提示します。

(2) 現物確認



健康保険証の現物を確認します。

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合は、受付時に患者から口頭にて同意を取得した上で以下の情報をオンラインで取得できます※。

- ※ 70 歳未満で適用区分が (ウ) 又は (エ)、70 歳以上 75 歳未満で一般所得者（現役並み所得者は除く）のいずれかに該当する患者の場合、入院/手術が決まった時に保険者へ非課税申告することで患者の費用負担が軽くなる場合があります。

オンライン取得が可能な高額療養費制度情報（健康保険証の場合）※

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分（長期入院該当年月日）

※特定疾病療養受療証の情報取得には、マイナンバーカードが必要です。

(3) 資格確認

来院 → 現物確認 → **資格確認** → 患者情報の取り込み → 照会番号の登録 → 処方箋発行方法の確認・登録

レセプトコンピュータ用端末（職員操作）

オンライン資格確認

保険者番号 12345

記号・番号・枝番 1234 5698910 01

生年月日 昭和45年1月1日

資格確認日 令和元年11月1日

健康保険証に記載された保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、生年月日をしレセプトコンピュータ用端末に入力[※]し、オンラインで資格情報を照会します。

※ 被保険者証記号と被保険者証番号が分かれていない場合には、どちらも被保険者証番号欄に入力してください。

※ 検索がヒットしない場合、健康保険証の印字がかすれているなどの理由で入力に誤りがないか今一度ご確認ください（“C”と“0”等）。

被保険者証枝番の追加イメージ

(修正前)

記号	0123	番号	01234567
----	------	----	----------

(修正後)

記号	0123	番号	01234567 (枝番) 01
----	------	----	------------------

健康保険証

保険者番号	記号	番号	枝番	日付欄
12345	0123	5698910	01	昭和45年1月1日

被保険者証枝番とは

令和3年4月以降[※]に発行される健康保険証には、被保険者番号を個人単位化するための被保険者証枝番が記載されます。後期高齢者医療被保険者証は現在も個人単位であるため変更はありません。

※ 令和2年10月以降、保険者ごとに被保険者証枝番が記載された健康保険証は順次発行されています。

ポイント 枝番なしでの資格確認

令和3年3月以前に発行された健康保険証には被保険者証枝番の記載はありませんが、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を入力することで、被保険者証枝番を含む情報の照会が可能です。

健康保険証での資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているケース ※ 患者が提示した資格証類が無効でも、オンライン資格確認等システム上でほかに有効な資格が存在する場合には、その旨がレセプトコンピュータ用端末の画面に表示されます。
該当する資格がないと表示される	✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース

(4) 患者情報の取り込み

来院 → 現物確認 → 資格確認 → 患者情報の取り込み → 照会番号の登録 → 処方箋発行方法の確認・登録

レセプトコンピュータ用端末 (職員操作)

患者情報

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格種別	
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・投番	1234	5689910	01	住所	東京都港区XX-XX
職別区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX
有効期間	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します※。

(患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。)

※ 患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順は22ページの「コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作」を参照してください。

(5) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録することができます。

(患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。)


(6) 処方箋発行方法の確認・登録 (電子処方箋管理サービス対応の場合)

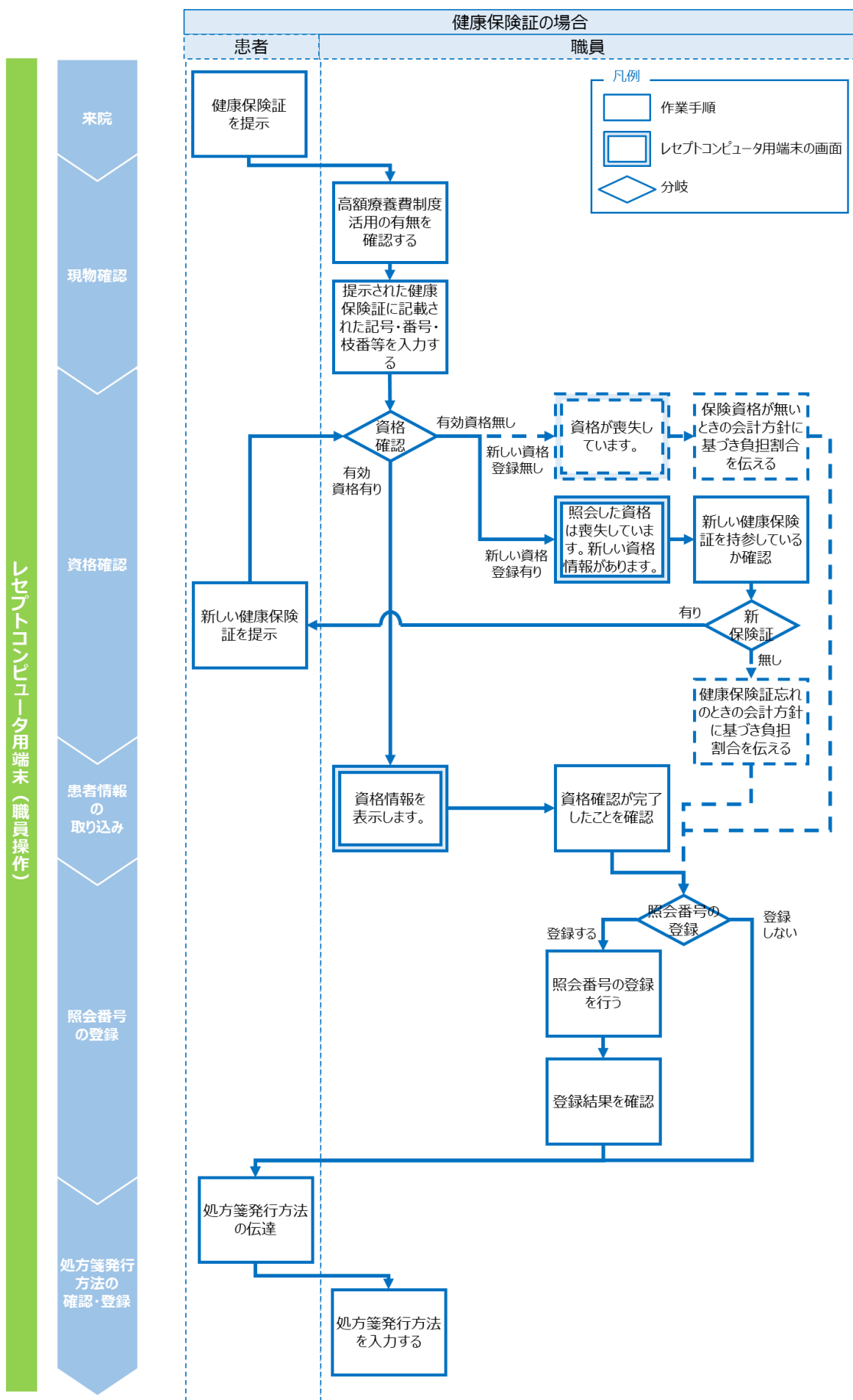


患者から、口頭や問診票等で処方箋の発行方法（電子処方箋を希望するか、紙の処方箋を希望するか）の申出を受けている場合は、レセプトコンピュータ用端末へ発行方法を登録します※。

※ 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医師等へ伝達する方法でも問題ありません。

※ 患者に処方箋の発行方法を確認する方法は、病院・診療所内で定めた方法で問題ありません。（例：口頭確認、問診票等、再来受付機の利用、診察時に医師等が患者に確認）

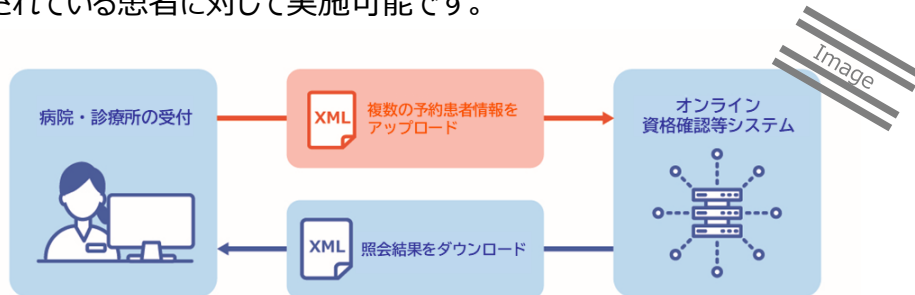
B  患者が健康保険証を持参した場合の対応手順フロー



患者が来院する前の資格確認

患者が事前に予約している場合には、保険資格が有効か、保険資格情報が変わっていないかなどを一括照会機能にて確認することができます。

一括照会は、保険者番号・個人単位被保険者番号・生年月日が既にレセプトコンピュータ用端末に登録されている患者に対して実施可能です。



ポイント 枝番なしでの一括照会

一括照会は、レセプトコンピュータ用端末に被保険者証枝番の情報なくても照会可能です。ただし被保険者証枝番の情報がない場合には、1件の照会に対し複数（双子等）の資格が該当した際に資格確認ができません。

⚠ 注意 重複投薬等チェックの事前処理のタイミング（電子処方箋管理サービス導入病院・診療所向け）

重複投薬等チェックに関しても、来院前に事前処理を要求することが可能ですが、直近の処方・調剤情報の内容が反映された状態でチェックを行うことが重要であるため、診察前のタイミングで実施することを推奨します。

一括照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
限度額適用認定証関連情報	照会可（変更有無のみ） ※ 照会要求時に病院・診療所が保有する「限度額適用認定証区分」「限度額適用認定証適用区分」を入力することで、最新の資格情報と比較し、各区分の変更の有無を照会できます。
特定疾病療養受療証情報	照会不可 ⇒ 患者の来院時に確認してください。
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～5000 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※ 照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

✓オンライン資格確認にて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報のため、表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能です。なお、被保険者証等の情報も活用し、各医療機関のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。

✓各医療保険制度の被保険者証における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報（証情報）

オンライン資格確認データ項目	内容
基本情報※	
※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。	
1 氏名	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○「●」が含まれる</p> <p>・旧字等について一部変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。</p> <p>・表示された内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。</p>
2 氏名カナ	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ 空欄になっている</p> <p>・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。</p> <p>○ 被保険者証における記載項目との違い</p> <p>・「氏名カナ」の小文字が大文字になっている（例：キヨウがキョウとなっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。</p>
3 氏名（その他） 氏名カナ（その他）	<p>【項目説明】</p> <p>・通称等の理由で、本名とは別の氏名を被保険者証の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が設定されます。</p>
4 性別 1	<p>【項目説明】</p> <p>・被保険者証の表面記載の性別となります。</p>
5 性別 2	<p>【項目説明】</p> <p>・被保険者証の裏面記載の戸籍上の性別となります。</p> <p>・対象者本人から、被保険者証の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に設定されます。</p>
6 生年月日	-
7 住所 郵便番号	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ 空欄になっている</p> <p>・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。</p> <p>○ 「住所」に「●」が含まれる</p> <p>・旧字等について一部は変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。</p>
資格情報（証情報）	
8 被保険者証区分	<p>【項目説明】</p> <p>・被保険者証の種類を示す項目となります。</p> <p>・被保険者証（一般）、被保険者証（退職）、短期被保険者証（一般）、短期被保険者証（退職）、被保険者資格証明書、特例退職被保険者証のいずれかを表示します。</p>
9 被保険者証記号 被保険者証番号 被保険者証枝番	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ 枝番が空欄になっている</p> <p>・後期高齢者医療制度の場合、空欄となります。</p>
10 本人・家族の別	<p>【項目説明】</p> <p>・被保険者本人（国保の場合は世帯主）か家族かを表す項目となります。</p> <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ 空欄になっている</p> <p>・後期高齢者医療制度の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。</p>

11	被保険者氏名	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ 当面の間の取扱い</p> <p>・当面の間、オンライン資格確認結果には空白が設定されます。</p>
12	被保険者証有効開始年月日	<p>【項目説明】</p> <p>○ 各被保険者証における以下の項目に該当しますが、被保険者証によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日） ・国民健康保険被保険者証（市町村国保）：適用開始年月日 ・国民健康保険被保険者証（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日） ・後期高齢者医療被保険者証：資格取得年月日、発効期日 ・船員保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日） <p>【補足事項】</p> <p>○ 被保険者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保の場合、被保険者証の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、オンライン資格確認の有効開始年月日は年次の被保険者証の更新日としている場合があります。 ・市町村国保以外においては、オンライン資格確認の有効開始年月日を被保険者証の更新/再発行日や事業所変更日としている場合があります。
13	被保険者証有効終了年月日	<p>【項目説明】</p> <p>・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の証の更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。</p>
14	被保険者証交付年月日	<p>【補足事項】</p> <p>○ 被保険者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して同一の保険者に加入している場合、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証は定期更新されますが、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は、更新処理を省略するために、加入時の被保険者証の日付のままとしている場合があります。
15	保険者番号	-
16	保険者名称	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ その他関連項目の提供について</p> <p>・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。</p>
17	被保険者証一部負担金割合	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ 空欄になっている</p> <p>・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。</p>
オンライン資格確認システム固有項目		
-	未就学区分	<p>【項目説明】</p> <p>・義務教育就学前の患者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。</p>
-	資格喪失事由	<p>【項目説明】</p> <p>・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、その他のいずれかが設定されます。</p> <p>・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。</p>
-	照会番号	<p>【項目説明】</p> <p>・医療機関等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。</p> <p>・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を医療機関に提供します。</p> <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <p>○ 登録に伴う利便性について</p> <p>・「照会番号」は一度登録すれば、患者の保険者が変わっていても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに患者の特定ができます。</p> <p>・診察券番号・カルテ番号等の医療機関等で患者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を医療機関等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。</p>

患者の持参する被保険者証の種類に応じて、以下で示す被保険者証サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。

- ・国民健康保険被保険者証（保険者が市町村国保、国民健康保険組合）：市町村国保被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・健康保険被保険者証（保険者が健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合）：健康保険被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・後期高齢者医療被保険者証：後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。

市町村国保被保険者証サンプル（表面）

健康保険被保険者証サンプル（表面）

後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）

被保険者証サンプル（裏面）

高齢受給者証

オンライン資格確認データ項目	内容
高齢受給者証情報	
18 高齢受給者証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。
19 高齢受給者証有効終了年月日	【項目説明】 ・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。
20 高齢受給者証交付年月日	【補足事項】 ○高齢受給者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・高齢受給者証の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は、更新処理を省略するために、初回発行時の高齢受給者証の日付のままとしている場合があります。
21 高齢受給者証一部負担金割合	-

高齢受給者証サンプル

限度額適用認定関連情報

オンライン資格確認データ項目	内容
限度額適用認定関連情報	
22 限度額適用認定証区分	-
23 限度額適用認定証有効開始年月日	<p>【項目説明】</p> <p>・健康保険限度額適用認定証や船員保険限度額適用認定証における「発効年月日」、国民健康保険限度額適用認定証や後期高齢者医療限度額適用認定証における「発効期日」に該当します。</p>
24 限度額適用認定証有効終了年月日	<p>【項目説明】</p> <p>・オンライン資格確認では原則空欄で返却されますが、保険者によっては次の限度額適用認定証の更新日を入れている場合があります。</p>
25 限度額適用認定証交付年月日	<p>【補足事項】</p> <p>○限度額適用認定証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。</p> <p>・限度額適用認定証の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は更新処理を省略するために、初回発行時の限度額適用認定証の日付のままとしている場合があります。</p>
26 限度額適用認定証適用区分	-
27 限度額適用認定証長期入院該当年月日	-

限度額適用認定証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険
22 限度額適用・標準負担額減額認定証

24 有効期限 年 月 日
25 交付年月日 年 月 日

記号	番号	(枝番)				
世帯主	住所	氏名				
対象者	氏名	生年月日				
適用減額者	氏名	生年月日				
発効期日	25 年 月 日					
適用区分	26					
長期入院該当年月日	27 年 月 日	交付者印				
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					

22 健康保険限度額適用認定証

25 令和 年 月 日交付

記号	番号	(枝番)
被保険者	氏名	生年月日
適用対象者	氏名	生年月日
住所		
発効年月日	25 令和 年 月 日	
有効期限	24 令和 年 月 日	
適用区分	26	
所在地		
保険者	氏名 番号 名称 及び印	

特定疾病療養受療証

オンライン資格確認データ項目	内容
特定疾病療養受療証情報	
28 特定疾病療養受療証有効開始年月日	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「発効期日」に該当します。
29 特定疾病療養受療証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の特定疾病療養受療証の更新日を入れている場合があります。
30 特定疾病療養受療証交付年月日	【補足事項】 ○特定疾病療養受療証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・特定疾病療養受療証の70歳未満の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は更新処理を省略するために、初回発行時の特定疾病療養受療証の日付のままとしている場合があります。
31 特定疾病療養受療証認定疾病区分	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「認定疾病名」に該当します。
32 特定疾病療養受療証自己負担限度額	-

特定疾病療養受療証サンプル

○〇都道府県国民健康保険 特定疾病療養受療証	
29 有効期日 年 月 日 30 交付年月日 年 月 日	
認定疾病名 31	
記号	番号 (枝番)
被保険者 氏名	男・女
生年月日	年 月 日
発効期日 28	年 月 日
自己負担限度額 32	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	

健康保険特定疾病療養受療証	
30 令和 年 月 日交付	
認定疾病名 31	
受給者 氏名及び生年月日	男・女 昭和 年 月 日生
住所	
被保険者 氏名及び生年月日	男・女 昭和 年 月 日生
自己負担限度額 32	
発効期日 28 令和 年 月 日から有効	
保険者名及び印	

病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容

審査支払機関が実施する電子レセプトでの資格確認※結果に応じて、レセプトの送付先が変更となる場合があります、病院・診療所が審査支払機関から連絡を受ける場合があります。

※電子レセプトでの資格確認では、レセプトに記録された算定日等を「受診日」として扱います。

資格登録状況ごとの病院・診療所への連絡内容

#	審査支払機関の対応		病院・診療所が受領する 連絡内容	
	想定ケース	具体的な対応内容		
1	受診日時点で 有効な資格が 1件	受診日時点での保険者がレセプトに 記録された資格と一致している場合	レセプトに記録された保険 者へ送付	-
2		受診日時点での保険者がレセプトに 記録された資格と異なる場合	資格が有効である保険者 へ送付※1	レセプトを別の保険者へ振 り替えた旨を受領
3	受診日時点で有効な資格が複数存在する場合		レセプトに記録された資格 が有効である場合、レセプ トに記録された保険者へ 送付	レセプトに記録された保険 者から変更した場合、別の 保険者へ振り替えた旨を 受領
4	受診日時点で 有効な資格が 存在しない	資格確認日の 直近で喪失した 資格がある	健康保険証回 収日が受診日よ り前の場合	病院・診療所へ返戻 「資格喪失」である旨と併 せて返戻されたレセプトを 受領
5		健康保険証回 収日が受診日よ り後の場合	レセプトに記録された保険 者へ送付	レセプトに記録された保険 者の資格が喪失している 旨を受領
6	資格が1件も登録されていない場合 ※2		レセプトに記録された保険 者へ送付	-

※1 公費併用レセプト及び高額療養費該当等レセプトは振替対象外とします。

※2 次の事例が該当します。

- ・新資格の健康保険証により病院・診療所を受診したが、レセプトの提出時点においても資格の登録が遅れている者
- ・マイナンバーの提出拒否者等

第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）

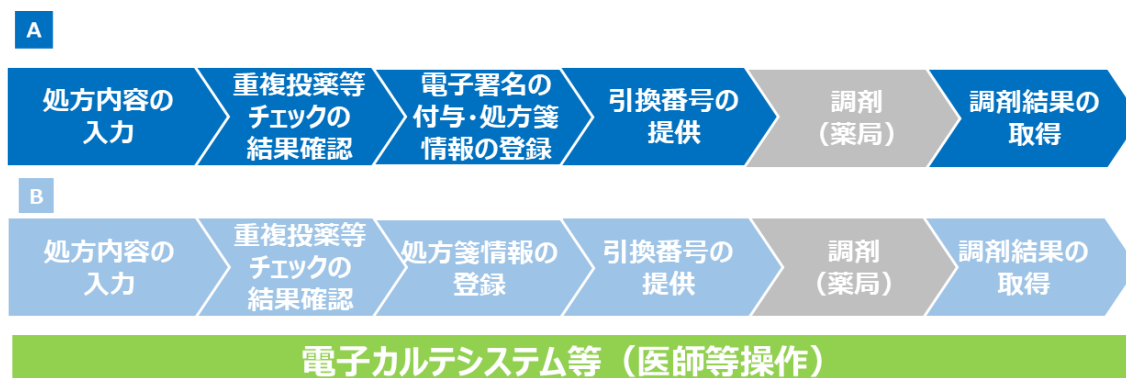
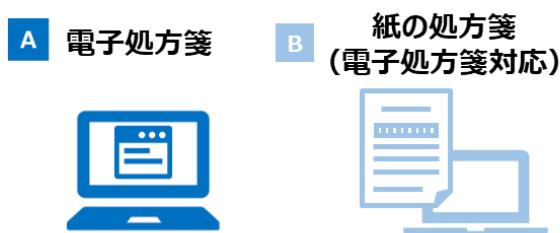
概要

医師等は、電子処方箋管理サービスへ処方箋情報を登録します。処方箋の発行に当たっては、重複投薬等チェックを行い、処方箋内容に重複投薬や併用禁忌がないか確認します。

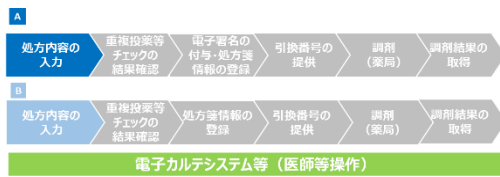
なお、業務上で問題が発生した場合には「第5章 困った時には」をご確認ください。

手順

患者が希望した処方箋発行方法によって、対応手順が異なります。



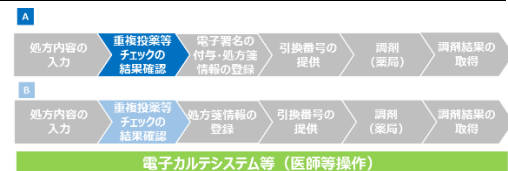
(1) 処方内容の入力



A B 電子/紙の処方箋共通

処方箋を発行する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力し、重複投薬等チェックを行います。

(2) 重複投薬等チェックの結果確認



チェック区分	入力薬剤名	チェック対象薬剤名	備考
併用禁忌チェック	ハルシオン 0.25mg錠	イトリゾールカプセル50	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告
併用禁忌チェック	アスバラカリン錠 300mg	セラフラ錠25mg ※他院（調剤済）	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告 【血清カリウム値の上昇のおそれがある】

OK

A B 電子/紙の処方箋共通

表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか、問題ないと判断した旨のチェックを入れます。必要に応じて理由を補足します。

重複投薬等チェックとは

患者に過去 100 日以内に処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複又は併用禁忌がないかを確認する機能です。チェック結果は、処方に当たっての参考情報として活用してください。

患者が処方日当日に服用中である薬剤を特定するに当たり、服用期間を以下の方法で判定します。

- ・ 用法等を基に服用期間が判定可能な医薬品（内服薬など）は、該当する服用期間を利用する。
- ・ 服用期間が判定不可能な医薬品（外用薬や頓服薬など）は、一律 14 日間を仮の服用期間とみなす。

重複投薬等チェックは、保険適用の医薬品のみが対象となります。

併用禁忌は、医薬品の添付文書上で「併用禁忌」と定義されている情報を対象にチェックを実施します。

⚠ 注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース

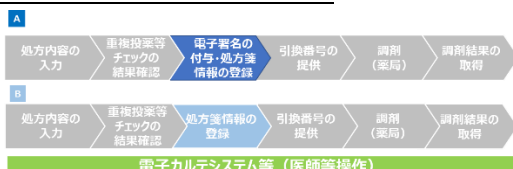
患者が薬剤情報の閲覧に同意したかどうかによって、重複投薬等チェックで表示される項目が異なります。患者が薬剤情報の閲覧に同意していない場合、今回処方された薬剤と重複又は併用禁忌である過去に患者に処方・調剤された薬剤に関する情報は表示されません。

処方箋情報の中で重複又は併用禁忌に該当した薬剤に関する情報は表示されることから、必要に応じて患者に確認するなどの対応をしてください。

重複投薬等チェックの結果の主な表示項目

閲覧同意なしでの参照可否	区分説明	表示項目
閲覧不可	過去の処方／調剤 内容に関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、過去に処方／調剤されたうち、該当する薬剤について主に以下の情報が表示されます。これらの情報は、患者の 薬剤情報閲覧同意がない場合、非表示 となります。 <ul style="list-style-type: none"> • いつ処方／調剤されたか。（処方箋交付日／調剤実施日） • どこで処方／調剤されたか。（医療機関／保険薬局名称） • どの薬剤が、重複投薬／併用禁忌にあたるか。（医薬品名称）
閲覧可能	今回の重複投薬等 チェックに関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、今回処方しようとする薬剤について、主に以下の情報が表示されます。これらの情報は、患者の 薬剤情報閲覧同意の有無にかかわらず表示 されます。 <ul style="list-style-type: none"> • どの薬剤が重複／併用禁忌に該当するか。（医薬品名称、成分名称） • 該当の薬剤は重複投薬となるか、併用禁忌となるか。

(3) 処方箋情報の登録



A 電子処方箋の場合

処方箋情報に医師等の電子署名を付与した上で、処方箋情報を登録します。

B 紙の処方箋の場合

電子カルテシステム等で、処方箋情報を登録します。

⚠ 注意事項 電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース

以下に該当する場合は、電子処方箋管理サービスへの処方箋情報の登録ができないため、電子処方箋に対応していない紙の処方箋を発行してください。

- ① 院内処方の場合
- ② リフィル処方、医師の判断による分割調剤の場合
- ③ オンライン資格確認で有効な資格を確認できない患者に処方箋を発行する場合
- ④ 医療保険適用外の医薬品を処方する場合
- ⑤ 医療保険適用外の診療時に処方箋を発行する場合
- ⑥ 解消に時間を要するエラーなどにより、電子処方箋管理サービスに登録できない場合

ポイント 処方箋の取消/変更を行いたい場合

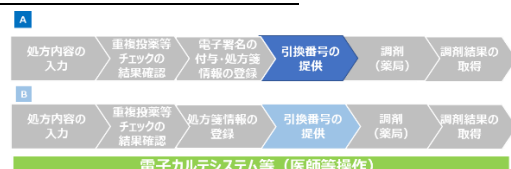
患者と合意をしている場合、電子処方箋管理サービスに登録した処方箋情報の取消/変更を行うことができます。処方箋情報の取消/変更を行える期間は、薬局が処方箋の受付を行うまでです。

⚠ 注意事項 処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて

電子処方箋管理サービスでは処方箋を個人単位で管理するため、重複投薬等チェックや処方箋情報登録の際に枝番が必要となります。オンライン資格確認などにより枝番を確認してください。

なお、後期高齢者医療制度の患者の場合は、枝番なしで重複投薬等チェック及び処方箋情報の登録が可能です。

(4) 引換番号の提供



A 電子処方箋の場合

電子カルテシステム等から、引換番号及び処方箋参考情報が印字されたPDFファイルを取得し、印刷したものを処方内容（控え）として患者に提供します。

- ※ 処方内容（控え）は、処方箋登録時に作成され、24時間以内であれば再取得可能です。
- ※ 電子カルテシステム等に処方内容（控え）を保持している場合、電子カルテシステム等の仕様に応じて再取得可能な期間が異なることがあります。

B 紙の処方箋の場合

引換番号付き処方箋を印刷し、患者へ提供します。

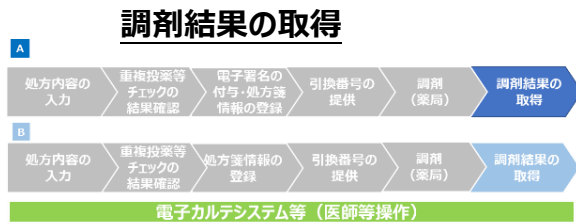
引換番号とは

病院・診療所が電子処方箋管理サービスに処方箋情報のファイルを登録した場合に、患者が薬局に処方内容を伝えるために使用する番号です。患者は、マイナンバーカードによる受付のほかに被保険者番号と引換番号を薬局に伝えることで、薬局は処方箋情報を確認することができます。

処方内容（控え）とは

電子処方箋を選択し、紙の処方箋が発行されない状況においても患者が処方内容を確認できるよう、処方箋の情報が印刷された紙です。引換番号も印字されています。**処方箋の原本ではないので、注意してください。**


(5) (薬局における調剤後)

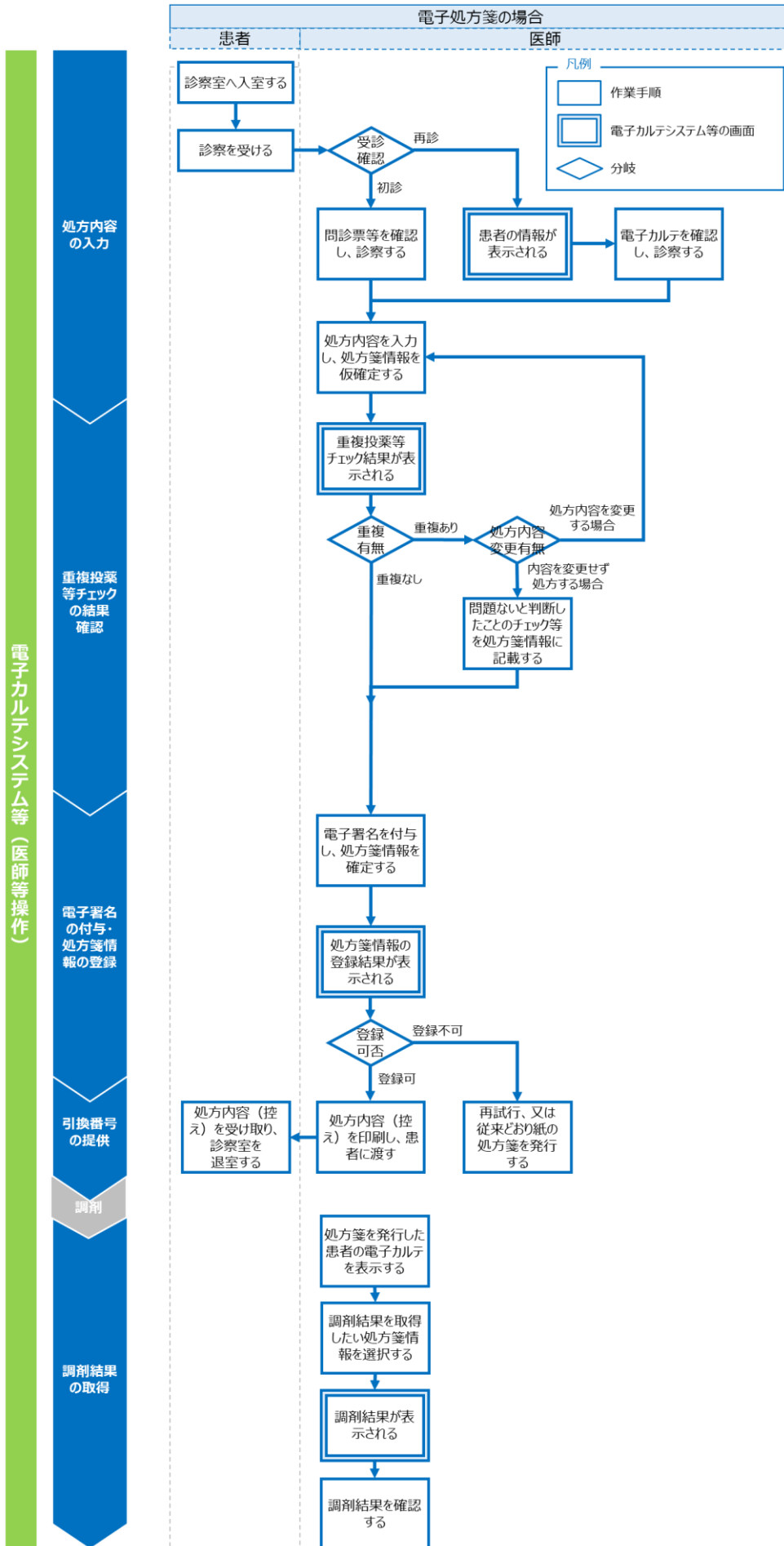


A B 電子処方箋／紙の処方箋 共通

電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の調剤結果を取得します。調剤結果に加え、薬剤師からの伝達事項が含まれている場合があります。

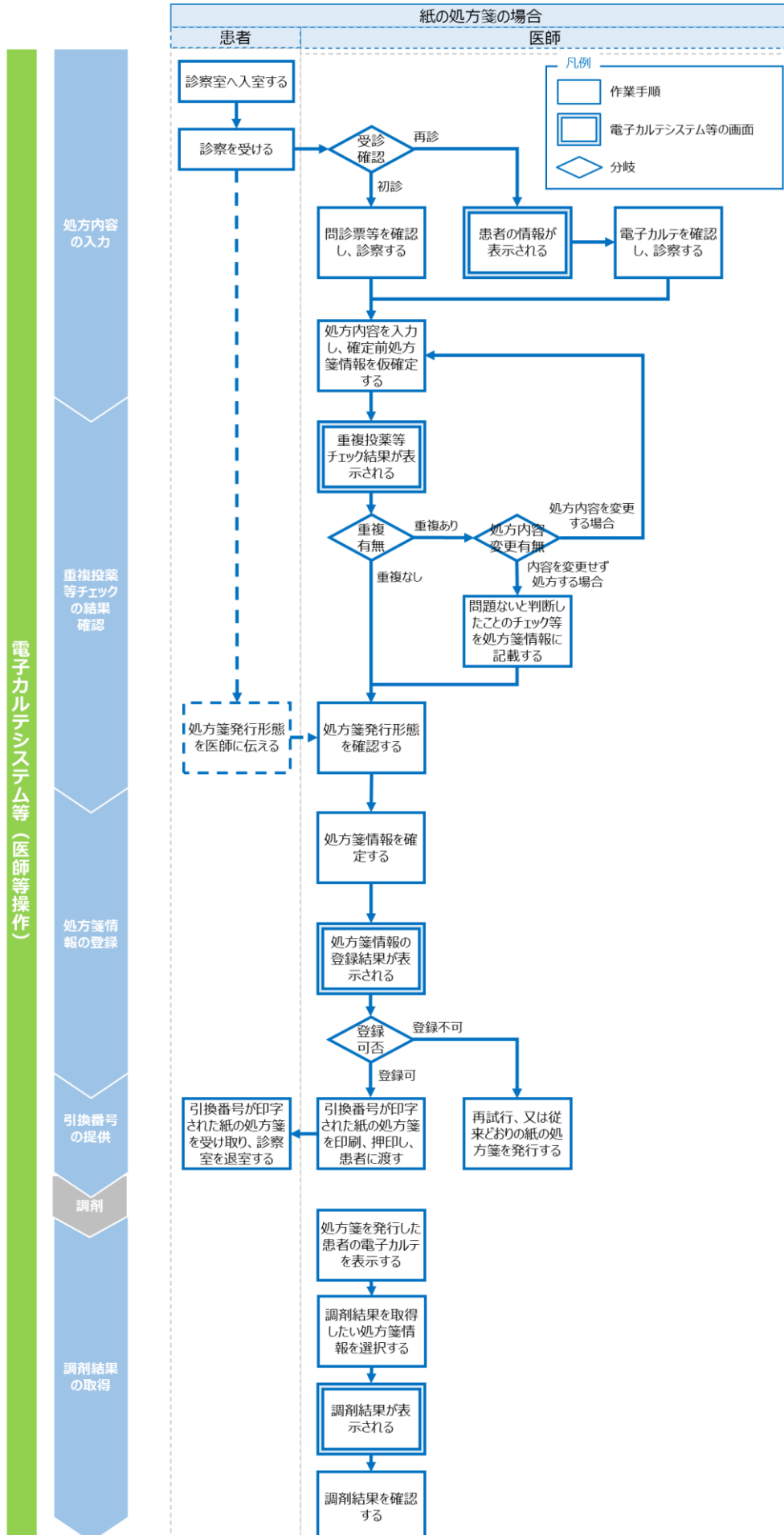
- ※ 電子カルテシステム等によっては、日次で自動的に調剤結果を取得する仕様場合があります。
- ※ 手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等の患者の閲覧同意の有無とは関係なく、本機能は使用可能です。
- ※ 調剤結果の取得可能期間は、薬局で調剤結果が作成されてから 100 日間です。

A  患者が電子処方箋を希望した場合の対応手順フロー





患者が紙の処方箋を希望した場合の対応手順フロー



第4章 薬剤情報、診療情報、 処方・調剤情報、特定健診 情報等の閲覧

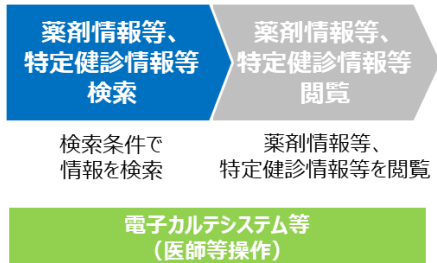
概要

医師等は、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等（本章においては、「薬剤情報等、特定健診情報等」とする。）の閲覧を許可されたアカウントを利用し閲覧業務を行います。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第5章 困った時には」をご確認ください。

手順

（1）薬剤情報等、特定健診情報等検索



患者が受付時に手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等の閲覧に同意している場合、閲覧が可能です。

対象患者の情報を確認し、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報については診療期間を指定した上で電子カルテシステム等の端末から検索します。

特定健診情報等については、照会可能な全ての情報を取得するため期間の指定はありません。

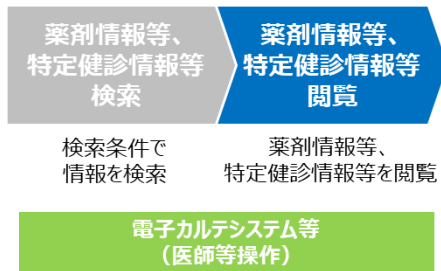
※ 処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

ポイント 薬剤情報等、特定健診情報等の閲覧可能時間

同意情報登録後の 24 時間に限り、オンライン資格確認等システムで薬剤情報等、特定健診情報等の閲覧が可能です。

(2) 薬剤情報等、特定健診情報等

閲覧



入/出 院日	診療月	処方日	調剤日	用法	内服/電服 外用/注射	薬名 (商品名)	薬名 (一般名)	数量	単位	回数
外服	10月	5日	-	-	内服	ガスター-D錠20mg	ファモチジン錠	2錠		7
入院	10月	5日	-	-	内服	プロレス錠1212mg	カンゾサルタンシレキセ チル錠	1錠		7
調剤	10月	5日	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン倍量軟膏エス テル・ガンタマイシン錠 無菌製剤	5g		1

電子カルテシステム等の端末から当該患者の薬剤情報等、特定健診情報等を閲覧します※。

※ 閲覧可能な薬剤情報等、特定健診情報等の全項目については、本マニュアル末尾の参考資料「薬剤情報項目一覧」、「薬剤情報・診療情報項目一覧」、「処方・調剤情報項目一覧」及び「特定健診情報等項目一覧」をご参照ください。

※ ファイル形式がXMLの場合、電子カルテシステム等側の開発により、デザイン、表示項目等が編集されている場合があります。

ポイント 閲覧上の留意点

閲覧照会は医師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。

また、一度電子カルテシステムサーバー等に登録された薬剤情報等、特定健診情報等は、診療日・服薬指導日以降も常時閲覧が可能です。

⚠ 注意事項 特定健診情報等が閲覧できないケース

特定健診情報等の保険者による登録は任意となっており、患者によって特定健診情報等が表示されない場合があります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

- 40歳以上で健診を受診していない者
- 保険者の登録が完了していない場合

✍ 薬剤情報とは

病院・診療所や薬局から審査支払機関に提出された令和3年9月分以降のレセプトから抽出した、診療（調剤）の医薬品データです。毎月5～10日までに受け付けた医薬品データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は3年間です。

診療情報とは

病院・診療所から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データです。（令和3年9月以降に行われた診療行為に限ります。）毎月5～10日までに受け付けた診療行為データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は3年間です。

処方・調剤情報とは

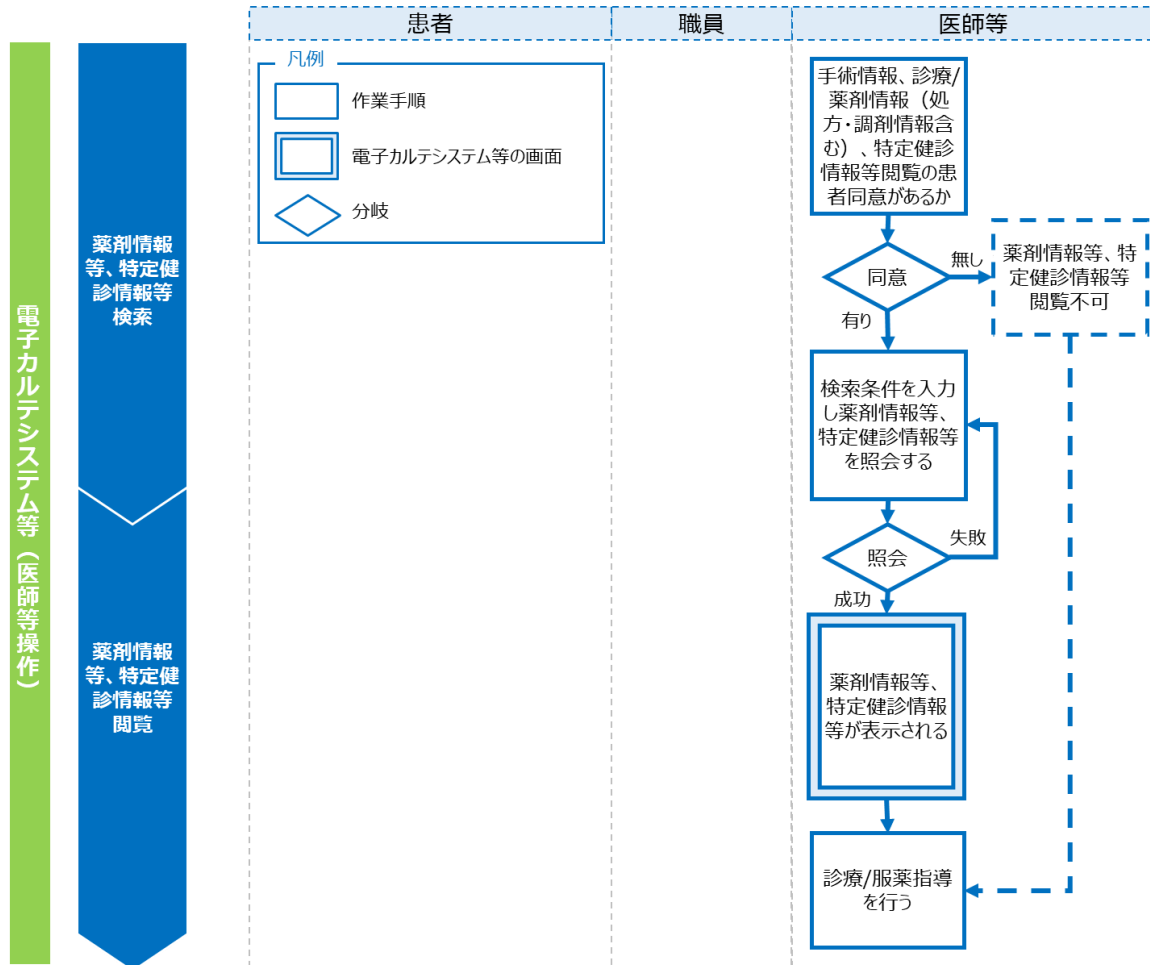
電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所・薬局が、電子処方箋管理サービスに登録した情報（発行された処方箋における処方情報及び発行された処方箋に基づき薬局が調剤した薬剤の情報）から、病院・診療所・薬局及び患者からの参照等を目的として抽出された医薬品データです。薬剤情報とは異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに情報を登録した都度データとして反映されます。なお、閲覧・保存期間は100日です。

特定健診情報等とは

医療保険者が、40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する特定健診（高血圧や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査）及び75歳以上の後期高齢者に対する健診の情報です。

連携可能な医療保険者等が順次、令和2年度分以降の情報を提供・登録します。登録完了時期は健診受診年度の翌年度11月1日までとなります。なお、閲覧・保存期間は5年間です。

薬剤情報等、特定健診情報等の閲覧手順フロー



補足 閲覧用端末又は資格確認端末で薬剤情報等、特定健診情報等を閲覧している場合、受付時に閲覧に同意している患者がリストに表示されるため、必要な患者を選択してください。また、閲覧用端末又は資格確認端末を使用する場合は、PDF形式でのみ薬剤情報等、特定健診情報等の閲覧が可能です。

第5章 困った時には

概要














オンライン資格確認業務、電子処方箋対応病院・診療所での処方箋発行業務及び薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等閲覧業務において、対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

システムの操作方法が分からない場合には、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」・「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」をご確認ください。

問題が解決しない場合には「第6章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

オンライン資格確認等システム よくある質問

患者来院	受付	診療/服薬指導	会計	レセプト請求
 <p>患者</p>  <p>マイナンバーカード 健康保険証</p>	  <p>患者 受付担当者</p> <p>顔認証付きカードリーダー /汎用カードリーダー</p>  <p>資格確認端末 /レセプトコンピュータ用 端末</p> 	 <p>医師等</p> <p>電子カルテシステム等</p>  <p>閲覧照会</p> <p>薬剤情報、診療 情報、特定健診 情報等</p>	 <p>患者</p> <p>負担割合に応じた 支払</p>	  <p>受付担当者 審査支払 機関</p> <p>オンライン請求 システム</p>  <p>レセプトデータ</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ●患者が持参する物に関して → #1～#2 ●患者来院時の手順に関して→ #3～#4 	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認手順に関して→ #5～#10 ●資格確認手順に関して→ #11 ●オンライン資格確認の照会結果に関して→ #12～#17 ●初回登録に関して→ #18～#21 ●高額療養費制度活用に関して→ #22～#23 ●手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等閲覧の同意取得に関して→ #24 ●災害時に関して→ #25 ●オンライン資格確認等システムの障害時に関して→ #26 ●カードリーダーの故障等に関して→ #27 	<ul style="list-style-type: none"> ●薬剤情報、診療情報、特定健診情報等の閲覧方法に関して→ #28 ●薬剤情報、診療情報、特定健診情報等の照会結果に関して→ #29～#30 	<ul style="list-style-type: none"> ●負担割合に関して→ #31 	

(1) 患者来院

#	質問	回答
	患者が持参する物に関して	
1	患者がマイナンバーカードを保有していない。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。 ●健康保険証を所持していない場合、患者からは10割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7割分を患者に払い戻してください。ただし、2回目以降の来院時においては病院・診療所で保有している情報をもって、後日精算とはしない運用も行われていることから、病院・診療所ごとに定められた運用を行ってください。
2	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	令和3年3月時点ではオンライン資格確認はできません。 対応している資格証類については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。
	患者来院時の手順に関して	
3	再来の患者に対しても都度の資格確認が必須か。	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、マイナンバーカード又は健康保険証の提示を求め、都度のオンライン資格確認を行ってください。 ●なお、病院・診療所のレセプトコンピュータ用端末に患者の被保険者番号が既に登録されており、予約した患者の資格情報の有効性を事前に照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会することができます。一括照会については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「患者が来院する前の資格確認」をご参照ください。
4	患者本人がマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすことが難しい場合、代理人がかざしてもよいか。	家族等が患者本人のマイナンバーカードをカードリーダーにかざしてください。

(2) 受付

#	質問	回答
	本人確認手順に関して	
	顔認証	
5	患者が顔に大けがを負っているなど、顔認証が使えない。	●暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。
6	照合番号（B）がロックされた。	<p>●暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。</p> <p>●病院・診療所ではロック解除等の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。</p> <p>下記資料を印刷し、市区町村窓口に印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。</p> <p>「医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったマイナンバーカードに対するご対応について」 https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/docs/MCtaiou2.pdf</p>
	暗証番号認証	
7	患者本人が暗証番号を入力できない場合、代理人による入力が可能か。	<p>暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。</p> <p>例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が代わって暗証番号を入力することが可能です。</p>
8	患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。	<p>●顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。</p> <p>●病院・診療所ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続を行っていただくよう、患者にご案内ください。</p>
9	代理人が暗証番号を知らない。	<p>マイナンバーカードでの資格確認はできません。</p> <p>ほかの方法で資格確認を実施するか、患者からは10割分を受領してください。後日、保険資格</p>

#	質問	回答
		<p>を確認後、7 割分を患者に払い戻してください。 ただし、2 回目以降の来院時においては病院・診療所で保有している情報をもって、後日精算とはしない運用も行われていることから、病院・診療所ごとに定められた運用を行ってください。</p>
10	<p>暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。</p>	<p>必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求められます。 【本人確認書類（例）】 運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、個人番号カード（マイナンバーカード）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など</p>
11	<p>資格確認手順に関して 被保険者証枝番が分からない。あるいは、レセプトコンピュータが被保険者証枝番の入力に対応していない。</p>	<p>被保険者証枝番がなくても、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を用いた照会が可能です。患者が双子等複数の資格該当者が該当した場合は複数の照会結果が返却されます。</p>
12	<p>オンライン資格確認の照会結果に関して マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。</p>	<p>●退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 ●患者から新資格の健康保険証又は保険者の証明書を提示された場合は、患者の自己負担分（3 割分等）を受領してください。新資格の健康保険証又は保険者の証明書が提示されない場合は、患者からは 10 割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、資格の負担割合に応じて患者に払い戻してください。 ※ 健康保険証を忘れた際に、各病院・診療所で異なる運用を実施している場合は、そちらを優先することも可能です。 ※ オンライン資格確認データと健康保険証の</p>

#	質問	回答
		データが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。
13	照会結果について患者から異議申立てがあった。	<p>患者に最新の資格証類の所持の有無を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所持している場合、券面情報を確認した上で資格確認を実施してください。 ●所持していない場合、患者からは10割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7割分を患者に払い戻してください。
14	照会結果の氏名（名）が、レセプトコンピュータに登録済み又は診療申込書に記載の患者情報と異なる。	<p>別人の情報が表示されている可能性があるため、患者にどちらの氏名が正しいか確認し、レセプトコンピュータに患者情報を登録してください。また、別人の情報が表示された旨をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。</p> <p>なお、氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。また、氏名（漢字）については、医療保険者等から登録される情報に、オンライン資格確認等システムでは対応していない文字（旧字等）が含まれる場合、その文字は黒丸「●」で表示されます。</p> <p>そのため、同一人物にもかかわらず、相違点ありと表示されてしまうことがありますので、カナ氏名（名）の目視確認をお願いいたします。</p> <p>※オンライン資格確認データと健康保険証のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。</p>
15	資格確認の際に別人の情報が表示され、マイナンバーの誤入力が見られる。	<p>オンライン資格確認を実施した患者とは異なる人の情報が提供されますが、資格情報を確認することにより気付くことが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オンライン資格確認等コールセンターにその旨をお知らせいただくとともに、オンライン資格確認等システムからの提供情報の削除をしてください。 ●患者に健康保険証を提示してもらい、従来通りの資格確認をしてください。 <p>※オンライン資格確認データと健康保険証のデータが異なる場合は、オンライン資格確認デー</p>

#	質問	回答
		夕を優先するというルールの特例適用となります。
16	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末で資格確認できるものの、表示された内容と健康保険証の券面情報に差異がある。	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末に表示された内容のままのレセプト請求をしてください（例外の場合（#12、#14、#15、#17）を除く。）。健康保険証等の情報も活用し、各医療機関のご判断により、券面情報に基づいて資格情報を修正し、レセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
17	市町村国保の被保険者が来院した際、オンライン資格確認結果として「健康保険証区分」が「被保険者資格証明書」と表示された患者から「短期健康保険証（一般）」を提示された。	保険者において被保険者が保険料を納付後、直ちに医療機関を利用した場合に生じます。健康保険証の発行日等を確認した上で、患者提示の健康保険証を優先して取り扱ってください。 ※オンライン資格確認データと健康保険証のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。
初回登録に関して		
18	マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）を行っていない患者が来院した。	顔認証付きカードリーダーを用いて、健康保険証利用の申込み（初回登録）が可能です。 健康保険証利用の申込み（初回登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」をご参照ください。
19	汎用カードリーダーで健康保険証利用の申込み（初回登録）は可能か。	汎用カードリーダーを用いた健康保険証利用の申込み（初回登録）はできません。本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」をご参照の上、顔認証付きカードリーダーを用いて実施してください。
20	「マイナンバーカードの保険証利用登録に失敗しました。マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。」とメッセージが表示される。	保険者が資格情報を登録していない、患者が保険資格を有していないなどの事由により、オンライン資格確認等システム上に資格情報が存在しないケースと推測されます。患者の健康保険証等で保険資格を確認し、患者の自己負担分（3割分等）を受領するようご配慮ください。
21	「マイナンバーカードの保険証	お手数ですが、2～3分程度時間をかけてから、

#	質問	回答
	利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度マイナンバーカードを置いてください。」と表示される。	再度マイナンバーカードの初回登録を実施していただくようご案内ください。なお、その間に別の患者に顔認証付きカードリーダーをご利用いただいても問題ありません。
22	高額療養費制度活用に関して 健康保険証を用いて資格確認を行った際に、高額療養費制度情報閲覧の同意をどのように取得すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び標準負担額減額認定証の情報については、窓口職員等による口頭での同意確認で取得可能です。 ● なお、特定疾病療養受療証の情報については、要配慮個人情報に該当することから、厳格な本人確認と同意確認を要するとし、従来の健康保険証では取得不可としています。マイナンバーカードによりオンライン資格確認を実施した場合にのみ取得可能です。
23	「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じている。	世帯の構成に変更が生じた場合などにより齟齬が生じている可能性があるため、保険者に確認してください。
24	手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等閲覧の同意取得に関して 健康保険証を用いて資格確認を行った際に、手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等の同意を取得し閲覧したい。	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報等は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。</p> <p>これらの情報の閲覧に係る同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「A. 患者がマイナンバーカードを持参した場合（3）同意の確認」をご参照ください。</p>
25	災害時に関して 大規模災害発生時には、薬剤情報、診療情報、特定健診情報等閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者から口頭で同意を取得できます。患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。 ● また、資格確認端末のセットアップ時に医療情報閲覧用のショートカットを置いていなかった場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケー

#	質問	回答
		<p>シオンによって薬剤情報、診療情報、特定健診情報等の提供を求めることができます。</p> <p>●詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。</p>
26	<p>オンライン資格確認等システムの障害時に関して</p> <p>医療機関のシステム障害等に伴い資格確認ができない。</p> <p><事例></p> <p><input type="checkbox"/> 顔認証付きカードリーダーのハードウェア・アプリケーションエラー等</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカードのICチップ破損等</p> <p><input type="checkbox"/> ネットワーク障害</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関等のシステム障害</p>	<p>●通信障害等により、その場でオンライン資格確認ができない場合には、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）を控えておき、障害等の復旧後、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））等により資格確認を行ってください（※）。本機能の操作方法については「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（システム障害時編）」をご確認ください。</p> <p>（※）コールセンターへ連絡することで立ち上げることができます。</p> <p>●また、通信障害等の場合の特例的な対応として、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の提示により被保険者資格を確認することも認められます。</p> <p>この際、患者のスマートフォンのほか、医療機関・薬局が所持するスマートフォンにより患者のアカウントでマイナポータルにログインし、被保険者資格画面を確認することも可能です（ただし、この場合、必ず患者本人にログアウトを確認していただく必要があります。）。</p> <p>●なお、健康保険証を持参している者については、当該健康保険証により資格確認を行うこともできます。</p>
27	<p>「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げたい場合、どうすれば良いか。</p>	<p>①コールセンターにご連絡いただき、医療機関コード、医療機関・薬局名、担当者名をお伝えいただき、「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。</p> <p>②電話確認、利用報告書送付依頼を行いますので、コールセンターから保険医療機関届に記載</p>

#	質問	回答
		<p>されている電話番号の担当者へお電話いたします。また、利用報告書をメールにて送付いたします。</p> <p>③医療保険情報提供等実施機関にて「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から医療機関・薬局へ電話で連絡いたします。</p> <p>④後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイトルを「システム障害時機能の利用報告」としてください。</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで（1～3）おおよそ30分程度かかります。 ・医療機関・薬局のシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。 <p>オンライン資格確認等コールセンター： 0800-080-4583（通話無料） 月曜日～金曜日 9：00～17：00 （いずれも祝日を除く）</p>
28	<p>カードリーダーの故障等に関して</p> <p>顔認証付きカードリーダーが作動せず、マイナンバーカードの読み取りができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●顔認証付きカードリーダーが正しく接続されているか、設置場所が適切か等を確認ください（「トラブルシューティング編も併せてご確認ください。」）。 ●機器が故障している場合、ご使用の顔認証付きカードリーダーベンダーへご連絡ください。 ●コールセンターに連絡し、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））等を立ちあげることで、患者の氏名（又はカナ氏名）、生年月日、性別、住所（部分指定可能）、保険者名により検索し、資格確認を行います。

#	質問	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ●また、特例的な対応として、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の提示により被保険者資格を確認することも認められます。 この際、患者のスマートフォンのほか、医療機関・薬局が所持するスマートフォンにより患者のアカウントでマイナポータルにログインし、被保険者資格画面を確認することも可能です（ただし、この場合、必ず患者本人にログアウトを確認していただく必要があります。）。 ●なお、健康保険証を持参している者については、当該健康保険証により資格確認を行うこともできます。

(3) 診療/服薬指導

#	質問	回答
29	手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等閲覧の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診情報等の保険者による登録は、健診受診年度の翌年 11 月 1 日までに全保険者が完了する予定ですが、登録時期は保険者ごとに異なるため、患者によっては表示されない場合があります。 ●また、使用しているアカウントをご確認ください。薬剤情報、診療情報、特定健診情報等の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。 ●詳細は「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。
30	令和 2 年度分など過去の薬剤情報、診療情報、特定健診情報等の閲覧は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ●薬剤情報は、令和 3 年 9 月分以降のレセプトに登録された情報を閲覧できます。 ●診療情報は、病院・診療所から令和 4 年 6 月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為（令和 3 年 9 月以降に行われた診療行為に限る。）を閲覧できます。 ●特定健診情報等は令和 2 年度分の情報が連

#	質問	回答
31		携可能な医療保険者等から順次、提供・登録され閲覧できます。登録完了は令和3年11月を予定しています。 ●薬剤情報、診療情報、特定健診情報等の閲覧については本マニュアル「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧」の手順「(2) 薬剤情報等、特定健診情報等閲覧」をご参照ください。
	表示された特定健診情報が誤っている。	診療/服薬指導の中で患者が修正を希望する場合は、現保険者へ問い合わせを行うよう促してください。

(4) 会計

#	質問	回答
32	負担割合に関して	
	患者の資格確認ができない場合の負担割合はどのくらいか。	患者に健康保険証を提出してもらい、資格確認を行って対応してください。健康保険証を現物確認できた場合は、健康保険証に記載された資格の負担割合に応じて会計をしてください。 患者が初回の来院で、かつ健康保険証を所持していない場合は、資格確認ができない原因によって、下記の方針で対応してください。なお、システムエラー等が発生している場合の対処方法と原因については、「トラブルシューティング編」を併せてご確認ください。 ●原因が患者にある場合 患者からは10割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7割分を患者に払い戻してください。 ※ 健康保険証を忘れた際に、各病院・診療所で異なる運用を実施している場合は、そちらを優先することも可能です。 ●原因が患者以外にある場合 マイナンバーカードの券面から以下の情報を控えてください。患者からは3割分を受領してください。

#	質問	回答
		<ul style="list-style-type: none">・氏名（漢字）又は氏名（カナ）・性別・生年月日・住所又は保険者名 オンライン資格確認等コールセンターに問い合わせを行い、緊急時医療情報・資格確認機能が利用可能になった後に、保険資格の確認を行ってください。詳しくは、「操作マニュアル（システム障害時編）」をご確認ください。

電子処方箋管理サービス よくある質問

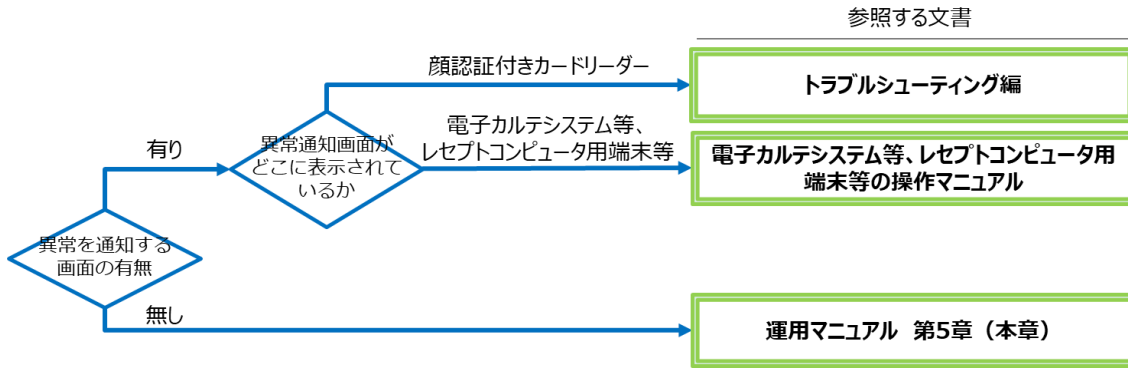
参照する文書について

運用マニュアル「第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常は発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子処方箋管理サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアル「第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧」や、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
電子カルテシステム等	電子カルテシステム等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダー（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダー）が提供
レセプトコンピュータ用端末等	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダー（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダー）が提供
オンライン資格確認等システム （Web アプリケーションによる 薬剤情報等の閲覧）	操作マニュアル（管理者編）、 操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、 操作マニュアル（医療情報閲覧編）、 操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※医療機関等向けポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダーが提供

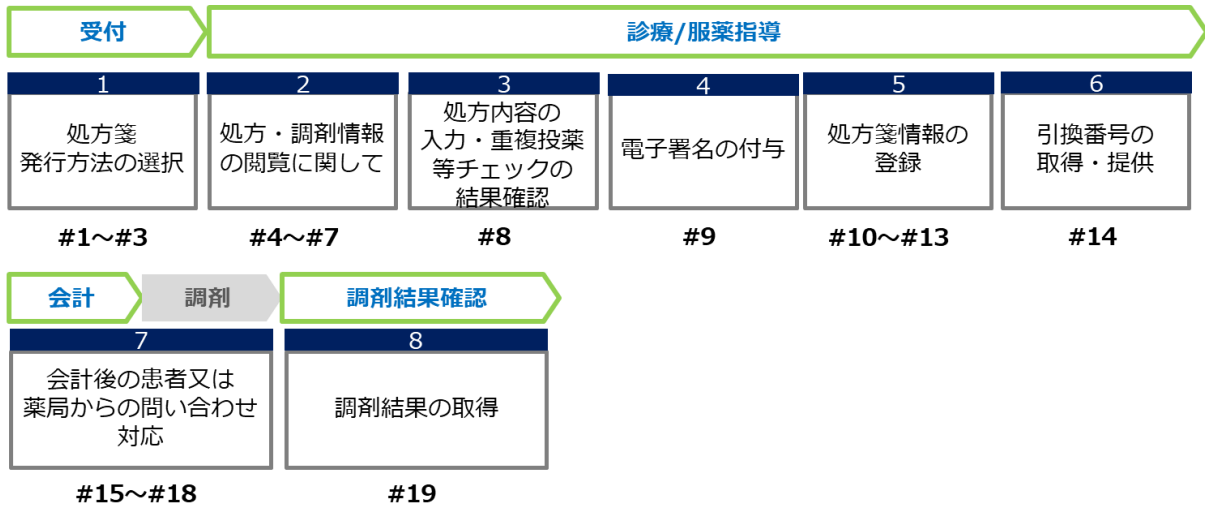
問題が発生している場合は、以下をご確認ください。



問題が解決しない場合には「第6章 お問い合わせ」を参照し、各お問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。



#	質問	回答
1	<p>処方箋発行方法の選択</p> <p>顔認証付きカードリーダーの故障等により、患者が処方箋の発行方法を選択できない。</p>	<p>健康保険証による受付時と同様、患者から口頭や問診票等で処方箋の発行方法を確認し、レセプトコンピュータ用端末へ登録してください。</p> <p>※ 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医師等へ伝達し、医師等が電子カルテシステム等に入力する方法でも問題ありません。</p>

#	質問	回答
2	電子処方箋管理サービスの障害 又は電子カルテシステム等の障害 等で、 処方箋発行方法の登録が できない。	従来どおり紙処方箋を発行してください。この場合、 電子処方箋管理サービスには、処方箋情報を登録 しないようにしてください。
3	患者が、受付時に選択した 処方箋 発行方法に関して、変更 を申し出 た。	電子カルテシステム等にて、処方箋の発行方法の変 更を行ってください。
処方・調剤情報の閲覧に関して		
4	健康保険証/処方箋を用いて資 格確認を行った際に、処方・調剤 情報の同意を取得し閲覧したい。	健康保険証/処方箋で資格確認を行った場合は、 同意取得ができないため、処方・調剤情報の閲覧は できません。 処方・調剤情報は、マイナンバーカードを使用して資 格確認を行った場合に閲覧できます。 ※ 処方・調剤情報の同意取得については本マニ ュアル「第2章 オンライン資格確認」の「A.患者 がマイナンバーカードを持参した場合（3）同 意の確認」をご参照ください。
5	処方・調剤情報の同意を取得した にもかかわらず閲覧できない。	使用しているアカウントをご確認ください。処方・調剤 情報の閲覧を許可された医師等のアカウントからの み閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから 閲覧することはできません。
6	令和4年度分など 過去の処方・調 剤情報の閲覧は可能か。	処方・調剤情報は、令和5年1月の電子処方箋 管理サービス稼働後の情報を閲覧できます。なお、 患者が電子処方箋を利用したことがある場合に限ら れます。
7	大規模災害発生時には、処方・ 調剤情報閲覧のための同意をどの ように取得すればよいか。	大規模災害発生時には、マイナンバーカードを使用 せずに、患者から口頭で同意を取得できます。ただ し、患者から口頭で同意を取得することが困難な場 合、同意の取得は不要です。 このような場合における処方・調剤情報の閲覧につ

#	質問	回答
		<p>いては、「災害時医療情報閲覧」機能を使用してください。</p> <p>※ 通常時の処方・調剤情報の閲覧において、電子カルテシステム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットがない場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医療情報閲覧」機能の利用が可能です。</p> <p>※ 詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。</p>
8	<p>処方内容の入力・重複投薬等チェックの結果確認</p> <p>電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、重複投薬等チェックの結果を取得できない。</p>	<p>短時間で復旧しなかった場合、後続の処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋を発行してください。</p>
9	<p>電子署名の付与</p> <p>IC カードリーダーの故障等により、医師資格証が読み込めず、電子処方箋に対し電子署名を付与できない。</p>	<p>電子処方箋を発行する場合、電子署名の付与は必須です。そのため、以下のどちらかの対応を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子署名ができる状態になった際に電子署名を行いシステムへ送信する。 ● 処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋発行に切り替える。 <p>※ 紙の処方箋を原本として発行し、電子処方箋管理サービスには処方箋情報のみを登録する場合は、電子署名は不要です。</p>
10	<p>処方箋情報の登録</p> <p>登録 処方箋情報を登録したが、処方箋ID、引換番号等を取得できず、正常に登録が完了しない。</p>	<p>従来どおり紙の処方箋を発行し、患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p>

#	質問	回答
		<p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p>
11	<p><u>取消</u> 電子処方箋管理サービスの障害 又は電子カルテシステム等の障害 等に伴い、処方箋の取消ができません。</p>	<p><u>取消の上、別の処方箋情報を登録しようとしていた場合</u> 短時間で復旧しない場合、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p> <p><u>取消のみ行い、患者に対し処方箋を発行しない場合</u> 復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。</p>
12	<p><u>処方箋の変更</u> 電子処方箋管理サービスの障害 又は電子カルテシステム等の障害 等に伴い、処方箋情報の変更ができません。</p>	<p>短時間で復旧しない場合、正しい処方内容で、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p>

#	質問	回答
13	医療保険と公費負担医療を併用した診療を行った場合、対象の処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することは可能か。	医療保険と公費負担医療を併用した診療の場合でも処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することができます。 ただし、一部登録できない医療保険がございますので本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「電子処方箋の対象医療保険者」を参照してください。
引換番号の取得・提供		
14	電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、 処方内容（控え）を取得・印刷することができない。	従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。 ※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。
会計後の患者又は薬局からの問合せ対応		
15	電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、 引換番号が分からなくなった と連絡があった。	マイナンバーカードにより薬局で資格確認をすれば、引換番号がなくても電子処方箋の提出が可能である旨をご案内ください。 マイナンバーカードをお持ちでない患者等については、病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、引換番号を伝達してください。
16	電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、 処方内容（控え）を再度発行してもらえないか 連絡があった。	処方内容（控え）の再発行の目的を患者にご確認ください。 引換番号が分からなくなったために再発行を希望している場合 #14 に記載の対応を行ってください。 処方内容（控え）そのものの再発行を希望している場合

#	質問	回答
		<p>病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、再発行した処方内容（控え）を提供してください。なお、処方内容（控え）は、処方箋登録から 24 時間以内であれば再取得可能です。</p>
17	<p>電子処方箋を発行したにもかかわらず、患者から従来どおり電子処方箋非対応の紙の処方箋の発行依頼があった。</p>	<p>以下の可能性が考えられますので、紙の処方箋を発行する目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の取消を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者が電子処方箋非対応の薬局に来局し、薬局から従来どおり紙の処方箋を発行するよう依頼された場合 ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、患者の電子処方箋を取得できなかった場合
18	<p>電子処方箋を発行したにもかかわらず、薬局から処方内容の照会及び紙の処方箋の郵送を求められた。</p>	<p>以下の可能性が考えられますので、薬局に目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の処方箋情報の取消を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、電子処方箋を取得できなかった場合
19	<p>調剤結果の取得</p> <p>過去に発行した処方箋に対する調剤結果を取得できない。</p>	<p>薬局で作成されてから 100 日を経過した調剤結果については取得対象外です。</p> <p>調剤結果の取得が可能な期間の場合は、時間をおいて取得を再度行ってください。</p>

その他 よくある質問

#	質問	回答
1	<p>セキュリティインシデントの発生が疑われる場合</p> <p>自医療機関にて医療情報の漏えい等のセキュリティインシデント発生の疑いがあるが、どのように対応すればよいか。</p>	<p>本人同意を得て閲覧した医療情報や処方箋情報を電子カルテシステム等に保存することはできますが、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、適切な情報管理を行っていただくことが必要です。</p> <p>その上で、オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスの利用にあたって、病院・診療所が保有するシステムにおいて医療情報等（本人同意を経て閲覧した医療情報や処方箋情報など）を保存・管理している間に発生したセキュリティインシデントについては、病院・診療所の責任範囲となります。</p> <p>また、病院・診療所からオンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスにデータを送信して到達するまでの間に生じたセキュリティインシデントについても、電気通信事業者等が病院・診療所との契約に基づき責任を負う通信経路で生じた場合等は、病院・診療所の責任範囲となる場合があります。</p> <p>各病院・診療所に対するサイバー攻撃等によって医療情報システムに障害が発生し、医療情報の漏えい等のセキュリティインシデントが疑われる場合は、以下の連絡先に速やかに報告してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室</u> 電話番号：03-6812-7837 メールアドレス：igishitsu@mhlw.go.jp</p> <p>また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、併せて必要な所管官庁への連絡等を行ってください。</p> <p>※ なお、電子処方箋管理サービスを維持・運営する実施機関と、サービス利用者となる病院・診療所の責任分界については、「電子処方箋管理サービス利用規約」において詳細に定められておりますので、ご参照ください。</p>

第6章 お問い合わせ

オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等閲覧、電子処方箋管理サービスに係る不明点について、「第5章 困った時には」を読んでも解決しない場合、病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダーへお問い合わせいただくか、又は医療機関等向けポータルサイト[※]をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

※医療機関等向けポータルサイト

URL: <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

二次元コード



① FAQ



24 時間対応

【概要】FAQは、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等閲覧、電子処方箋管理サービスに関する、よくある質問とその対応方法を記載しています。

【操作手順】医療機関等向けポータルサイトからFAQのページへアクセスしてください。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

② チャットボット



24 時間対応

【概要】チャットボット シカク君は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等閲覧、電子処方箋管理サービスについて24時間365日相談できる問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。

【操作手順】医療機関等向けポータルサイトを開くと、画面右下に表示されます。シカク君の案内に従って情報を入力・選択することで、知りたい情報が表示されます。

③ 問い合わせフォーム



【概要】問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等閲覧、電子処方箋管理サービスについて担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向けポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

④ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583（通話無料）

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12月29日～1月3日は除く。）

参考資料

マイナンバーカードによる資格確認において照会可能な項目一覧及び連携内容事例

No.	項目		マイナンバーカードによる資格確認		
	項目名	資格確認時の値を返却	資格有効	資格喪失	無資格
1	資格確認区分		1 (マイナンバーカード)	1 (マイナンバーカード)	1 (マイナンバーカード)
2	資格確認日	○	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日
3	資格確認照会用情報	○	-	-	-
4	保険者番号	○	設定なし	設定なし	設定なし
5	被保険者証記号	○			
6	被保険者証番号	○			
7	被保険者証枝番	○			
8	生年月日	○			
9	限度額適用認定証提供同意フラグ	○	0 (未同意) , 1 (同意)	0 (未同意) , 1 (同意)	0 (未同意) , 1 (同意)
10	任意の識別子 (医療機関固有項目)	○	設定なし	設定なし	設定なし
11	処理結果状況		1 (正常)	1 (正常)	1 (正常)
12	処理結果コード		XX (処理結果コード)	XX (処理結果コード)	XX (処理結果コード)
13	処理結果メッセージ		XX (処理結果メッセージ)	XX (処理結果メッセージ)	XX (処理結果メッセージ)
14	資格有効性		1 (有効)	2 (無効)	4 (該当資格なし)
15	資格確認結果		最新の資格情報を返却	直近で喪失した資格情報を返却	設定なし
16	被保険者証区分				
17	保険者番号				
18	被保険者証記号				
19	被保険者証番号				
20	被保険者証枝番				
21	本人・家族の別				
22	被保険者氏名				
23	氏名				
24	氏名 (その他)				
25	氏名カナ				
26	氏名カナ (その他)				
27	性別 1				
28	性別 2				
29	生年月日				
30	住所				
31	郵便番号				
32	被保険者証交付年月日				
33	被保険者証有効開始年月日				
34	被保険者証有効終了年月日				
35	被保険者証一部負担金割合				
36	未就学区分		1 (未就学該当) , (設定なし)	1 (未就学該当) , (設定なし)	

No.	項目		マイナンバーカードによる資格確認		
	項目名	資格確認時の値を返却	資格有効	資格喪失	無資格
37	資格喪失事由		設定なし	01（死亡）,02（生活保護受給開始）,99（その他）	
38	保険者名称		保険者番号と紐づく保険者名称を返却	保険者番号と紐づく保険者名称を返却	
39	高齢受給者証情報		※70～75歳の場合 高齢受給者証情報を返却	※70～75歳の場合 高齢受給者証情報を返却	
40	高齢受給者証交付年月日				
41	高齢受給者証有効開始年月日				
42	高齢受給者証有効終了年月日				
43	高齢受給者証一部負担金割合				
44	限度額適用認定証関連情報		※患者が限度額適用認定証情報の提供に同意した場合のみ 限度額適用認定証情報を返却	設定なし	
45	限度額適用認定証区分				
46	限度額適用認定証適用区分				
47	限度額適用認定証交付年月日				
48	限度額適用認定証有効開始年月日				
49	限度額適用認定証有効終了年月日				
50	限度額適用認定証長期入院該当年月日			設定なし	
51	特定疾病療養受療証情報		※患者が特定疾病療養受療証情報の提供に同意した場合のみ 特定疾病療養受療証情報を返却		
52	特定疾病療養受療証認定疾病区分				
53	特定疾病療養受療証有効開始年月日				
54	特定疾病療養受療証有効終了年月日				
55	特定疾病療養受療証自己負担限度額				
56	照会番号		病院・診療所が登録した値を返却	病院・診療所が登録した値を返却	

 内が資格確認において照会可能な項目一覧

被保険者証による資格確認において照会可能な項目一覧及び連携内容事例（1）

No.	項目		75歳未満である患者の被保険者証による資格確認			
	項目名	資格確認時の値を返却	資格有効	資格喪失	無資格	複数該当（双子等）
1	資格確認区分		2（被保険者証情報）	2（被保険者証情報）	2（被保険者証情報）	2（被保険者証情報）
2	資格確認日	○	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日	資格の確認を行う日
3	資格確認照会用情報	○	-	-	-	-
4	保険者番号	○	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
5	被保険者証記号	○	XXX	XXX	XXX	XXX
6	被保険者証番号	○	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
7	被保険者証枝番	○	XX（経過措置で省略も可）	XX（経過措置で省略も可）	XX（経過措置で省略も可）	経過措置で未設定
8	生年月日	○	yyyymmdd	yyyymmdd	yyyymmdd	yyyymmdd
9	限度額適用認定証提供同意フラグ	○	0（未同意）， 1（同意）	0（未同意）， 1（同意）	0（未同意）， 1（同意）	0（未同意）， 1（同意）
10	任意の識別子（医療機関固有項目）	○	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
11	処理結果状況		1（正常）	1（正常）	1（正常）	1（正常）
12	処理結果コード		XX（処理結果コード）	XX（処理結果コード）	XX（処理結果コード）	XX（処理結果コード）
13	処理結果メッセージ		XX（処理結果メッセージ）	XX（処理結果メッセージ）	XX（処理結果メッセージ）	XX（処理結果メッセージ）
14	資格有効性		1（有効）	2（無効），3（無効 新しい資格あり）	4（該当資格なし）	5（複数該当）
15	資格確認結果		保険証の資格情報を返却	保険証の資格情報を返却	設定なし	保険証の資格情報を返却 ※ 枝番未設定（経過措置）で、双子等で資格重複が発生していた場合、重複している資格情報を全て返却
16	被保険者証区分					
17	保険者番号					
18	被保険者証記号					
19	被保険者証番号					
20	被保険者証枝番					
21	本人・家族の別					
22	被保険者氏名					
23	氏名					
24	氏名（その他）					
25	氏名カナ					
26	氏名カナ（その他）					
27	性別 1					
28	性別 2					
29	生年月日					
30	住所					
31	郵便番号					
32	被保険者証交付年月日					
33	被保険者証有効開始年月日					
34	被保険者証有効終了年月日					
35	被保険者証一部負担金割合					

No.	項目		75 歳未満である患者の被保険者証による資格確認							
	項目名	資格確認時の値を返却	資格有効	資格喪失	無資格	複数該当（双子等）				
36	未就学区分		1（未就学該当），（設定なし）	1（未就学該当），（設定なし）		1（未就学該当），（設定なし）				
37	資格喪失事由		設定なし	01（死亡）， 02（生活保護支給開始）， 99（その他）		設定なし				
38	保険者名称		保険者番号と紐づく保険者名称を返却	保険者番号と紐づく保険者名称を返却		保険者番号と紐づく保険者名称を返却				
39	高齢受給者証情報		※70～75 歳の 場合 高齢受給者証情報 を返却	※70～75 歳の 場合 高齢受給者証情報 を返却		※70～75 歳の場 合 高齢受給者証情報 を返却				
40	高齢受給者証交付年月日									
41	高齢受給者証有効開始年月日									
42	高齢受給者証有効終了年月日									
43	高齢受給者証一部負担金割合									
44	限度額適用認定証関連情報		※患者が限度額適用認定証情報の提供に同意した場合のみ限度額適用認定証情報を返却	設定なし		※患者が限度額適用認定証情報の提供に同意した場合のみ限度額適用認定証情報を返却				
45	限度額適用認定証区分									
46	限度額適用認定証適用区分									
47	限度額適用認定証交付年月日									
48	限度額適用認定証有効開始年月日									
49	限度額適用認定証有効終了年月日									
50	限度額適用認定証長期入院該当年月日									
51	特定疾病療養受療証情報						設定なし			設定なし
52	特定疾病療養受療証認定疾病区分									
53	特定疾病療養受療証認定疾病区分									
54	特定疾病療養受療証有効開始年月日									
55	特定疾病療養受療証有効終了年月日									
56	特定疾病療養受療証自己負担限度額									
57	照会番号		病院・診療所が登録した値を返却	病院・診療所が登録した値を返却		病院・診療所が登録した値を返却				

被保険者証による資格確認において照会可能な項目一覧及び連携内容事例（2）

No.	項目		75 歳以上である患者の被保険者証による資格確認			必須項目エラー (資格確認日、保 険者番号、被保険 者証番号、生年月 日いずれかが未入力 の場合)
	項目名	資格確認時の 値を返却	資格有効	資格喪失	無資格	
1	資格確認区分		2 (被保険者証 情報)	2 (被保険者証 情報)	2 (被保険者証 情報)	2 (被保険者証 情報)
2	資格確認日	○	資格の確認を行う 日	資格の確認を行う 日	資格の確認を行う 日	未設定
3	資格確認照会用情報	○	-	-	-	-
4	保険者番号	○	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	未設定
5	被保険者証記号	○	XXX	XXX	XXX	XXX
6	被保険者証番号	○	XXXXX	XXXXX	XXXXX	未設定
7	被保険者証枝番	○	設定なし	設定なし	設定なし	XX(経過措置で省 略も可)
8	生年月日	○	yyyymmdd	yyyymmdd	yyyymmdd	未設定
9	限度額適用認定証提供 同意フラグ	○	0 (未同意) , 1 (同意)	0 (未同意) , 1 (同意)	0 (未同意) , 1 (同意)	0 (未同意) , 1 (同意)
10	任意の識別子 (医療機関 固有項目)	○	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
11	処理結果状況		1 (正常)	1 (正常)	1 (正常)	2 (エラー)
12	処理結果コード		XX (処理結果 コード)	XX (処理結果 コード)	XX (処理結果 コード)	XX (処理結果 コード)
13	処理結果メッセージ		XX (処理結果 メッセージ)	XX (処理結果 メッセージ)	XX (処理結果 メッセージ)	XX (処理結果メッ セージ)
14	資格有効性		1 (有効)	2 (無効) , 3 (無効 新しい資 格あり)	4 (該当資格 なし)	
15	資格確認結果		保険証の資格情 報を返却	保険証の資格情 報を返却	設定なし	設定なし
16	被保険者証区分					
17	保険者番号					
18	被保険者証記号					
19	被保険者証番号					
20	被保険者証枝番					
21	本人・家族の別					
22	被保険者氏名					
23	氏名					
24	氏名 (その他)					
25	氏名カナ					
26	氏名カナ (その他)					
27	性別 1					
28	性別 2					
29	生年月日					
30	住所					
31	郵便番号					
32	被保険者証交付年月日					
33	被保険者証有効開始年 月日					
34	被保険者証有効終了年 月日					

No.	項目		75歳以上である患者の被保険者証による資格確認			必須項目エラー (資格確認日、保 険者番号、被保 険者証番号、生年月 日いずれかが未入力 の場合)
	項目名	資格確認時の 値を返却	資格有効	資格喪失	無資格	
35	被保険者証一部負担金 割合					
36	未就学区分			設定なし		
37	資格喪失事由		設定なし	01 (死亡), 02 (生活保護受 給開始), 99 (その他)		
38	保険者名称		保険者番号と紐 づく保険者名称を 返却	保険者番号と紐づ く保険者名称を返 却		
39	高齢受給者証情報		設定なし		設定なし	設定なし
40	高齢受給者証交付年月 日					
41	高齢受給者証有効開始 年月日					
42	高齢受給者証有効終了 年月日					
43	高齢受給者証一部負担 金割合					
44	限度額適用認定証関連 情報					
45	限度額適用認定証区分					
46	限度額適用認定証適用 区分		※患者が限度額 適用認定証情報 の提供に同意した 場合のみ限度額 適用認定証情報 を返却	設定なし		
47	限度額適用認定証交付 年月日					
48	限度額適用認定証有効 開始年月日					
49	限度額適用認定証有効 終了年月日					
50	限度額適用認定証長期 入院該当年月日					
51	特定疾病療養受療証情 報					
52	特定疾病療養受療証認 定疾病区分		設定なし			
53	特定疾病療養受療証認 定疾病区分					
54	特定疾病療養受療証有 効開始年月日					
55	特定疾病療養受療証有 効終了年月日					
56	特定疾病療養受療証自 己負担限度額					
57	照会番号		病院・診療所が登 録した値を 返却	病院・診療所が登 録した値を 返却		

薬剤情報項目一覧^{※1}

1. 保険者番号	21. 調剤機関区分
2. 被保険者証等記号	22. 処方機関毎連番 ^{※2}
3. 被保険者証等番号	23. 処方箋発行機関区分 ^{※2}
4. 被保険者証枝番	24. 医療機関・薬局コード
5. カナ氏名	25. 医療機関・薬局名
6. カナ氏名（その他）	26. 処方箋発行医療機関コード ^{※2}
7. 氏名	27. 処方箋発行医療機関名 ^{※2}
8. 氏名（その他）	28. 調剤日
9. 生年月日	29. 処方箋発行日 ^{※2}
10. 年齢	30. 診療識別等区分
11. 男女区分 1	31. 用法コード ^{※2}
12. 男女区分 2	32. 用法名称 ^{※2}
13. 照会番号	33. 特別指示 ^{※2}
14. 処理結果区分（薬剤）	34. 医薬品コード
15. メッセージ I D	35. 薬剤名
16. メッセージ内容	36. 成分名
17. 文字コード識別	37. 単位
18. 診療年月	38. 使用量
19. 入外等の別	39. 1 回用量 ^{※2}
20. 調剤機関毎連番	40. 回数

※1 再請求されたレセプトの場合、再請求されたレセプトの薬剤情報が出力されます。

※2 「19.入外等の別」の値が「4：調剤」の場合(データ抽出元が調剤レセプトの場合)に出力されます。

薬剤情報・診療情報項目一覧^{※1}

1. 保険者番号	14. 処理結果区分（薬剤・診療）
2. 被保険者証等記号	15. メッセージ I D
3. 被保険者証等番号	16. メッセージ内容
4. 被保険者証枝番	17. 文字コード識別
5. カナ氏名	18. 診療年月
6. カナ氏名（その他）	19. 入外等の別
7. 氏名	20. 医療機関・薬局コード
8. 氏名（その他）	21. 医療機関・薬局名
9. 生年月日	22. 処方箋発行医療機関コード ^{※2}
10. 年齢	23. 処方箋発行医療機関名 ^{※2}
11. 男女区分 1	24. 調剤日・診療日
12. 男女区分 2	25. 処方箋発行日 ^{※2}
13. 照会番号	26. 診療識別等区分

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 27. 用法コード ^{※2} | 38. 診療行為コード |
| 28. 用法名称 ^{※2} | 39. 診療行為名 |
| 29. 特別指示 ^{※2} | 40. 単位 |
| 30. 医薬品コード | 41. 使用量 |
| 31. 薬剤名 | 42. 数量 2 |
| 32. 成分名 | 43. 回数 |
| 33. 単位 | 44. 診療行為加算コード |
| 34. 使用量 | 45. 診療行為加算名称 |
| 35. 一回用量 ^{※2} | 46. 診療行為加算数量 |
| 36. 回数 | 47. 診療行為加算単位 |
| 37. 診療識別等区分 | |

※1 再請求されたレセプトの場合、再請求されたレセプトの薬剤情報・診療情報が出力されます。

※2 「19.入外等の別」の値が「4：調剤」の場合(データ抽出元が調剤レセプトの場合)に出力されます。

処方・調剤情報項目一覧

共通

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 保険者番号 | 21. 処方箋発行機関区分 |
| 2. 被保険者証等記号 | 22. 医療機関コード |
| 3. 被保険者証等番号 | 23. 医療機関名 |
| 4. 被保険者証枝番 | 24. 処方箋発行日 |
| 5. カナ氏名 | 25. 使用区分 |
| 6. カナ氏名 (その他) | 26. 用法コード種別 |
| 7. 氏名 | 27. 用法コード |
| 8. 氏名 (その他) | 28. 用法名称 |
| 9. 生年月日 | 29. 特別指示 |
| 10. 年齢 | 30. 医薬品コード |
| 11. 男女区分 1 | 31. 薬剤名 |
| 12. 男女区分 2 | 32. 成分名 |
| 13. 照会番号 | 33. 単位 |
| 14. 処理結果区分 (薬剤・診療) | 34. 使用量 |
| 15. メッセージ I D | 35. 1 回用量 |
| 16. メッセージ内容 | 36. 回数 |
| 17. 文字コード識別 | |

処方情報

- | | |
|-------------|-------------|
| 18. 処方箋発行年月 | 37. 調剤年月 |
| 19. 処方区分 | 38. 処方区分 |
| 20. 処方機関毎連番 | 39. 調剤機関毎連番 |
| | 40. 調剤機関区分 |
| | 41. 処方機関毎連番 |

42. 処方箋発行機関区分	51. 用法名称
43. 薬局コード	52. 特別指示
44. 薬局名	53. 医薬品コード
45. 処方箋発行医療機関コード	54. 薬剤名
46. 処方箋発行医療機関名	55. 成分名
47. 調剤日	56. 単位
48. 使用区分	57. 使用量
49. 用法コード種別	58. 1回用量
50. 用法コード	59. 回数

特定健診情報等項目一覧

1. 保険者番号	12. 男女区分 2
2. 被保険者証記号	13. 照会番号
3. 被保険者証番号	14. 処理結果区分 (特定健診)
4. 被保険者証枝番	15. メッセージ I D
5. カナ氏名	16. メッセージ内容
6. カナ氏名 (その他)	17. 文字コード識別
7. 氏名	18. 実施年月日
8. 氏名 (その他)	19. 項目コード
9. 生年月日	20. 項目名
10. 年齢	21. データ値
11. 男女区分 1	22. 単位